

えべつ・安心子育てプラン

【第2期 江別市子ども・子育て支援事業計画】

(案)

江 別 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格と位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象.....	3
第2章 子どもたちを取り巻く現況	4
1 人口・世帯等.....	4
2 江別市の子育て環境の現況.....	10
3 計画策定に向けた課題.....	18
第3章 子ども・子育てビジョン	22
1 基本理念.....	22
2 基本目標（計画推進の視点）.....	23
3 施策の体系.....	25
第4章 総合的な施策の展開	26
基本目標1 「子どもが笑顔で育つ」まちづくり.....	26
基本目標2 「安心して子どもを産み育てる」まちづくり.....	30
基本目標3 「子育てを地域で応援する」まちづくり.....	37
第5章 量の見込みと提供体制	42
1 教育・保育の提供区域.....	42
2 将来の子ども人口.....	43
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制.....	46
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	48
第6章 計画の推進体制	55
1 計画の推進及び推進状況の把握.....	55
2 関係機関との連携の強化.....	56
3 計画に基づく措置の実施状況の公表.....	56
用語解説	57

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、わが国の子どもや家庭を取り巻く環境は、少子高齢化、核家族化の進行、地域での人間関係の希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもの貧困など、大きく変化しています。

このような社会情勢の変化の中、国は平成24年8月に、子ども・子育て関連3法を公布し、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識のもと、平成27年4月から幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する、子ども・子育て支援新制度が始まりました。

さらに、子どもの貧困対策について、平成25年6月に公布された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、令和元年6月に改正され、市町村の「子どもの貧困対策計画」策定が努力義務となりました。貧困が世代を超えて連鎖することがないように、子どもの貧困対策を総合的に推進していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、「第2期江別市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）は、近年の社会情勢、江別市の子どもを取り巻く現状、また令和元年度で最終年度を迎える「第1期江別市子ども・子育て支援事業計画」（以下「前計画」という。）の進捗状況等を検証し、江別市の子どもが健やかに育ち、親が安心して子どもを産み、育て、就業と子育ての両立ができる社会を実現するため、策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

（1）法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえて策定します。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」として位置づけます。

子どもの貧困対策の推進に関する法律

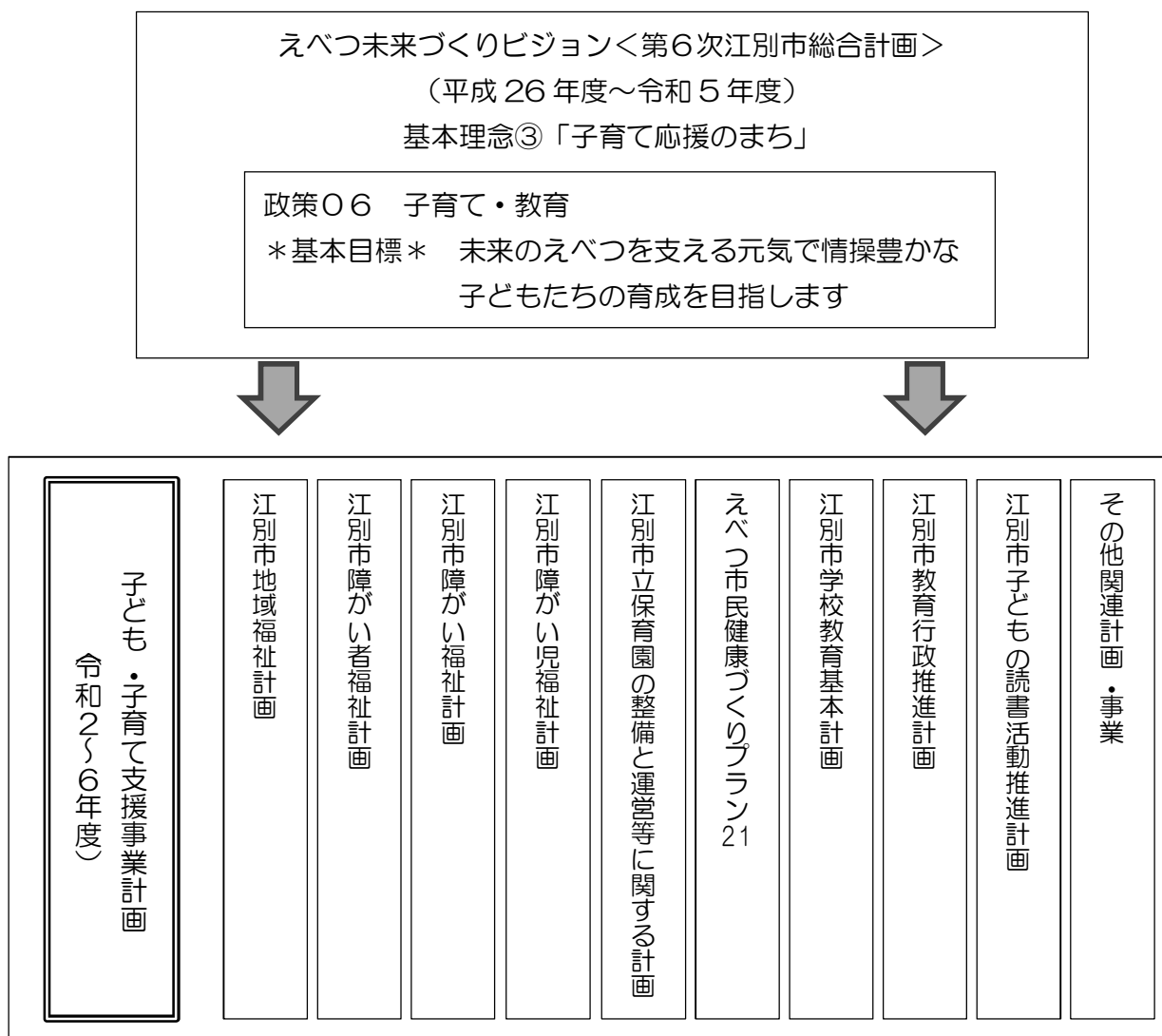
第9条 ～ 略 ～

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

(2) 江別市計画体系等における位置づけ

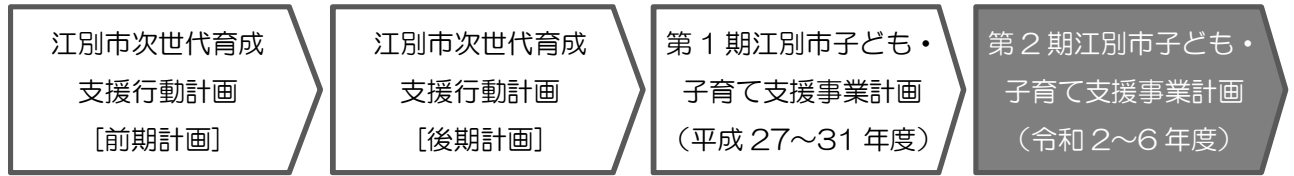
江別市では、市の最上位計画である「えべつ未来づくりビジョン〈第6次江別市総合計画〉」において、4つの基本理念の1つに「子育て応援のまち」を掲げています。

本計画は、その基本理念の実現を図るための子ども・子育て分野における個別計画として位置づけるとともに、福祉分野の基本計画である「江別市地域福祉計画」やその他の個別計画と調和した計画として、策定するものです。



3 計画の期間

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----



令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、中間年（令和4年度）に実績等を勘案し、見直しが必要と認められる場合に中間見直しを行うほか、計画期間中において、社会情勢の変化や国の方針変更等により、見直しの必要が生じた場合は適宜見直しを行います。

4 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業（事業所）、行政などすべての個人及び団体を対象とします。

また、本計画において、子どもは概ね18歳までとします。

子ども・子育て支援法

第6条 この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

第2章 子どもたちを取り巻く現況

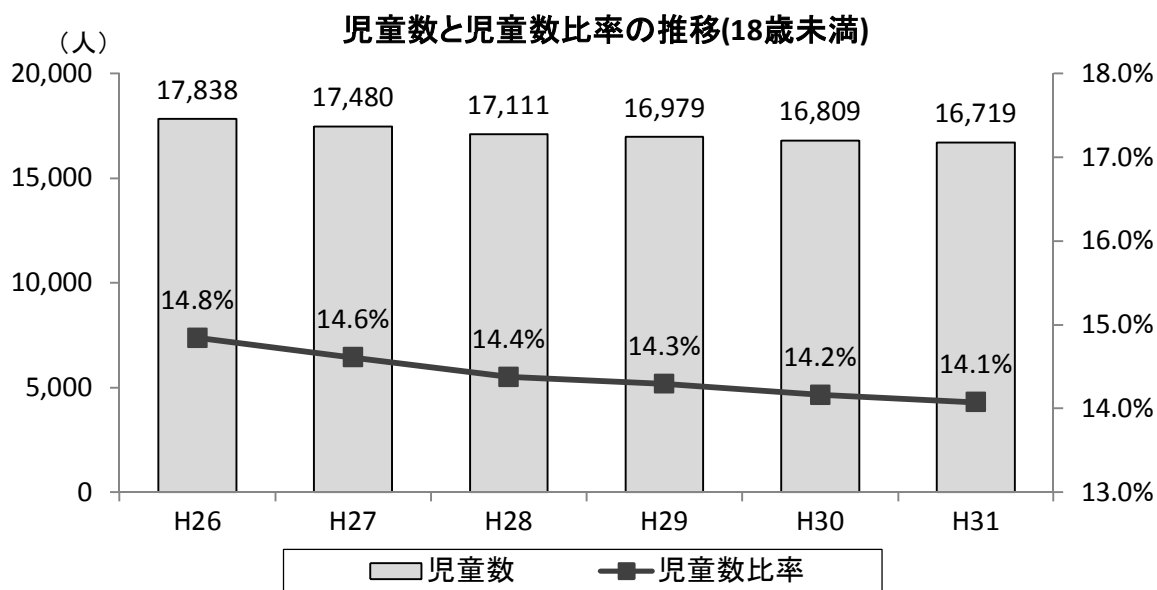
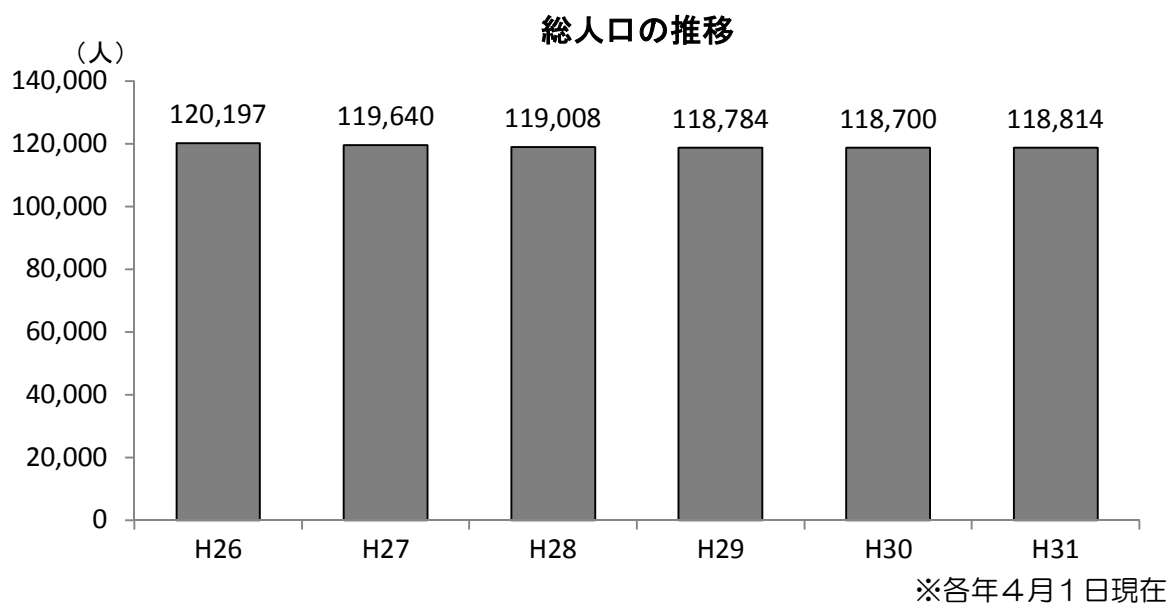
1 人口・世帯等

(1) 総人口と子ども人口

江別市の総人口は微減が続いていましたが、平成31年は増加に転じました。

子ども人口（18歳未満）は、平成26年の17,838人から、平成31年には16,719人と5年間で1,119人減少していますが、就学前子どもは平成31年、小学校低学年は平成29年以降に増加に転じています。

総人口に占める子どもの人口比率は、平成26年の14.8%から平成31年には14.1%と0.7ポイント減少しています。



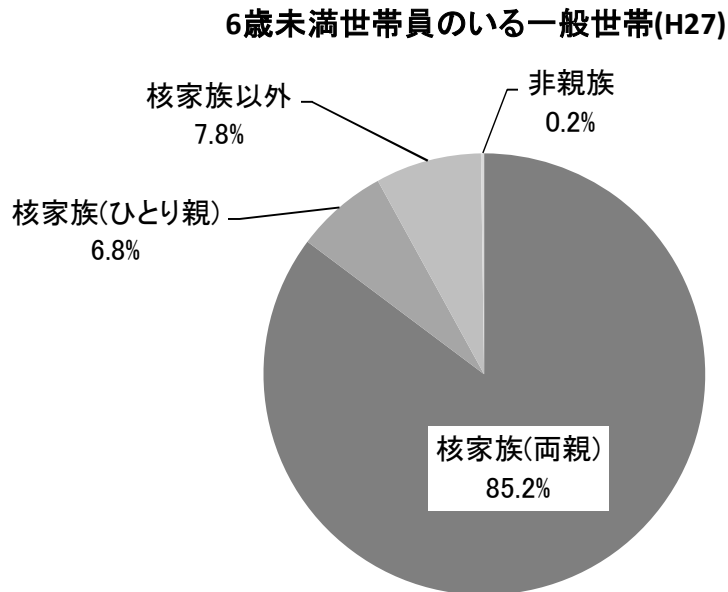
	現 況					
	H26	H27	H28	H29	H30	H31
総数	17,838	17,480	17,111	16,979	16,809	16,719
0歳	668	663	640	654	648	626
1歳	737	725	723	714	722	737
2歳	767	785	764	761	755	780
3歳	826	800	827	814	798	828
4歳	826	861	835	857	856	840
5歳	861	839	882	867	883	894
6歳	880	889	862	919	908	908
7歳	1,003	896	911	877	944	927
8歳	920	1,004	920	940	890	962
9歳	981	930	1,004	926	959	916
10歳	1,060	989	943	1,021	943	975
11歳	1,084	1,066	990	949	1,028	948
12歳	1,091	1,086	1,068	998	957	1,045
13歳	1,150	1,101	1,093	1,083	1,005	969
14歳	1,176	1,148	1,103	1,098	1,084	1,013
15歳	1,170	1,170	1,152	1,107	1,113	1,079
16歳	1,344	1,197	1,194	1,185	1,134	1,141
17歳	1,294	1,331	1,200	1,209	1,182	1,131
就学前	4,685	4,673	4,671	4,667	4,662	4,705
小学生	5,928	5,774	5,630	5,632	5,672	5,636
低学年	2,803	2,789	2,693	2,736	2,742	2,797
高学年	3,125	2,985	2,937	2,896	2,930	2,839
中学生	3,417	3,335	3,264	3,179	3,046	3,027
高校生	3,808	3,698	3,546	3,501	3,429	3,351
子どもの数の 対人口比	14.8%	14.6%	14.4%	14.3%	14.2%	14.1%

※住民基本台帳（外国人を含む）

※各年4月1日現在

(2) 世帯構造

江別市の一般世帯51,905世帯のうち、6歳未満の子どものいる世帯は3,489世帯であり、そのうち85.2%が核家族世帯（両親）、6.8%が核家族世帯（ひとり親）として暮らしています。



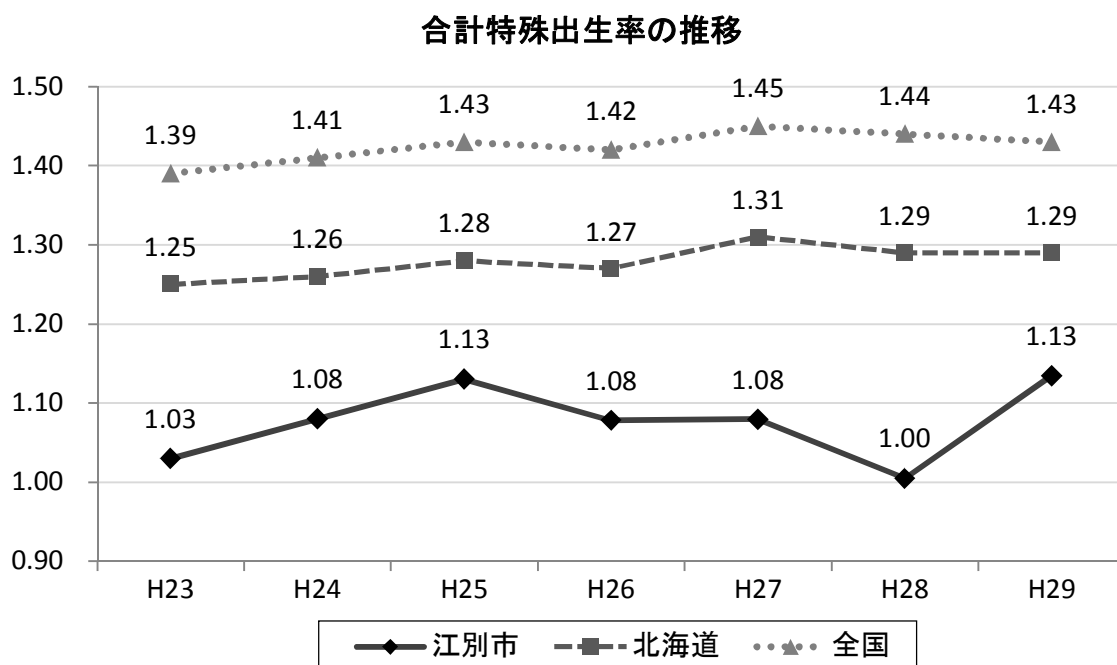
※平成27年国勢調査

(3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

江別市の合計特殊出生率は、全国や北海道と比べて低い水準が続いています。直近7年間で、最も高い値でも平成25年度と平成29年度の1.13人となっており、人口が長期的に維持される水準の合計特殊出生率（2.07人）を大幅に下回っています。

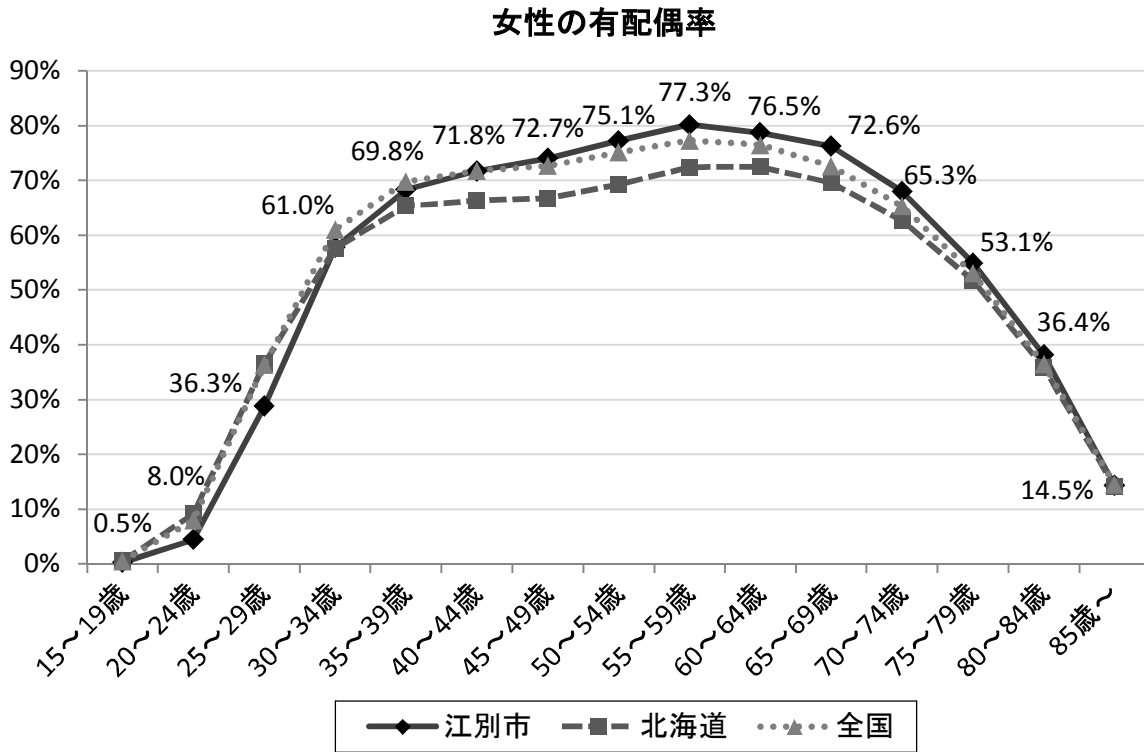
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
江別市	1.03	1.08	1.13	1.08	1.08	1.00	1.13
北海道	1.25	1.26	1.28	1.27	1.31	1.29	1.29
全国	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43



(4) 女性の有配偶率

平成27年の女性の有配偶率(配偶者のいる比率)をみると、江別市は概ね20歳代までは、全国や北海道と比較して低い水準となっていますが、30歳代以降は全国と同程度か上回っていることから、晩婚化の傾向にあると言えます。

晩婚化が進むことは、晩産化が進むことであり、結果として少子化を招く要因になっていると考えられます。



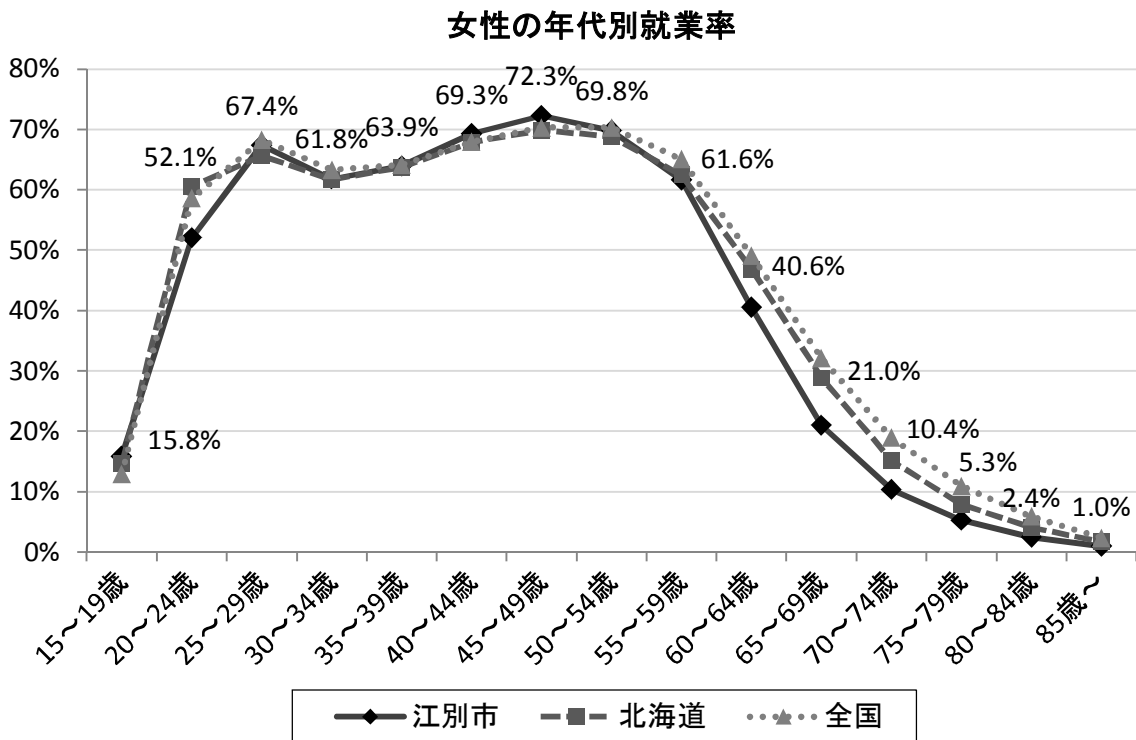
※平成27年国勢調査

(5) 女性の就業状況

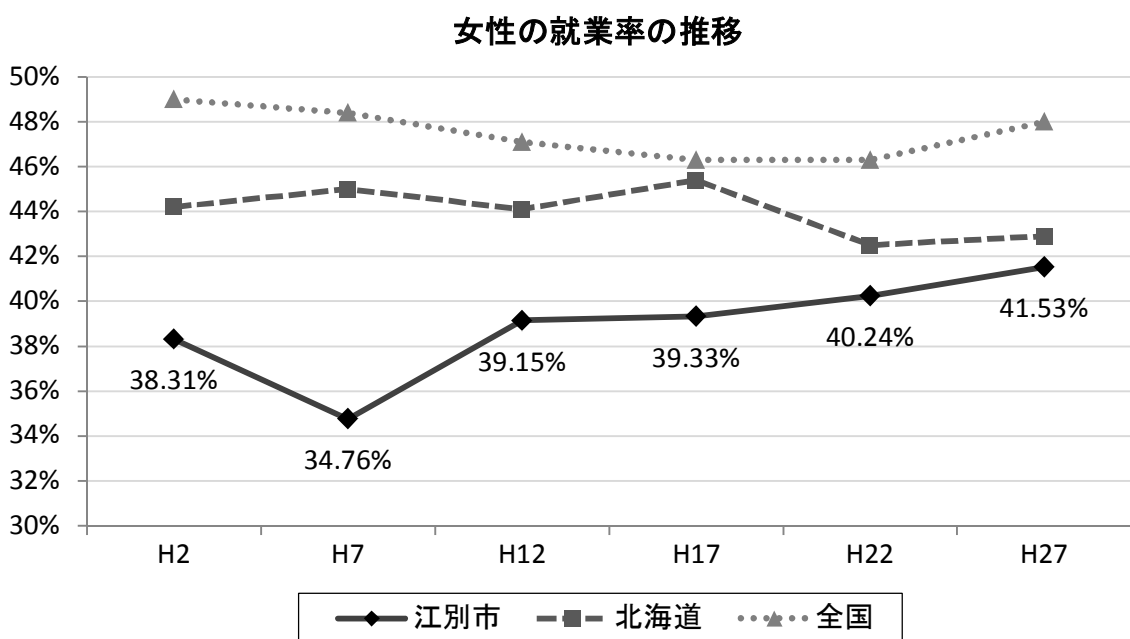
平成 27 年における女性の年代別就業率をみると、江別市では 20～24 歳と 60 歳以降が全国や北海道と比較して低い水準となっていますが、それ以外の年齢区分では全国と同程度か上回っています。

また、25～29 歳の区分以降に就業率が下がり、その後上昇する M 字カーブとなっており、結婚や出産を契機に離職する女性が依然として多い状況がみられます。

女性の就業率の推移をみると、全国や北海道と比較して低水準ではありますが、平成 7 年からは増加を続けています。



※平成 27 年国勢調査



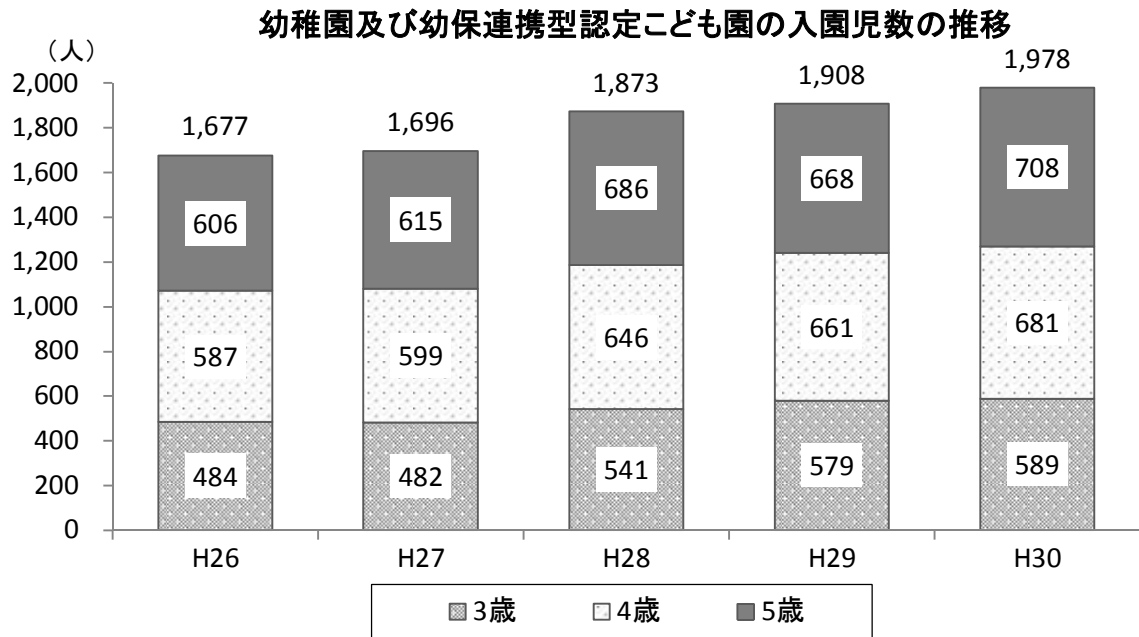
※平成 27 年国勢調査

2 江別市の子育て環境の現況

(1) 教育・保育の状況

① 幼稚園及び幼保連携型認定こども園の状況

市内には、私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園が 15 園あり、平成 30 年度の在園者数は、1,978 人でした。



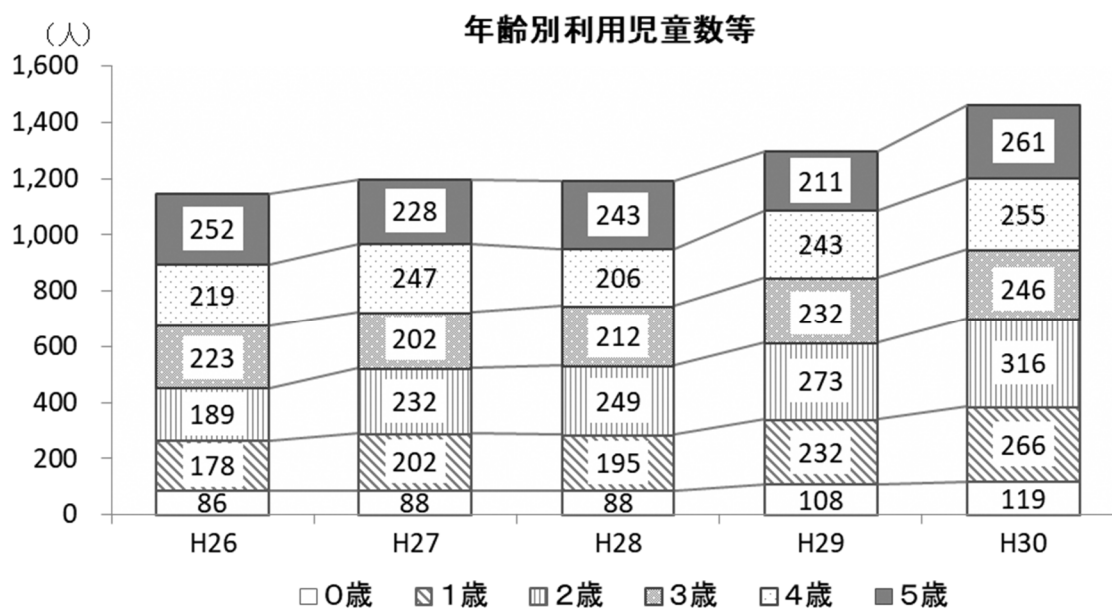
※各年 5 月 1 日現在

		H26	H27	H28	H29	H30
幼稚園数		13	12	10	9	8
認定こども園数		-	-	4	5	7
学級数		72	72	72	74	78
在園者数 (人)	3歳	484	482	541	579	589
	4歳	587	599	646	661	681
	5歳	606	615	686	668	708
	計	1,677	1,696	1,875	1,908	1,978

※各年 5 月 1 日現在

② 保育施設の状況

市内には、認定こども園を含む保育施設が24か所あります。利用児童数は、年々増加を続けており、平成30年4月1日の利用児童数は1,463人となっています。



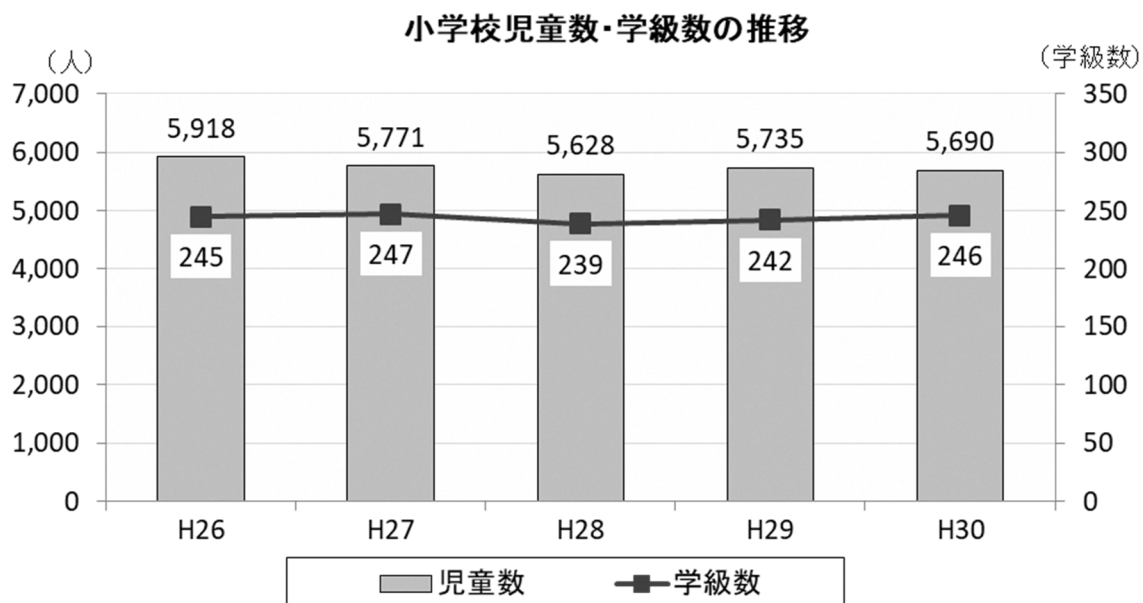
※各年4月1日現在

		H26	H27	H28	H29	H30
保育施設数(か所)	公立	6	6	6	4	3
	民間	7	13	13	16	21
	計	13	19	19	20	24
保育施設定員数(人)	公立	465	465	465	440	360
	民間	605	707	755	904	1,107
	計	1,070	1,172	1,220	1,344	1,467
利用児童数(人)	公立	423	415	447	413	372
	民間	724	784	746	886	1,091
	計	1,147	1,199	1,193	1,299	1,463

※各年4月1日現在

③ 小学校

市内の小学校は、平成 26 年度は 19 校でしたが、統合等で平成 30 年度には 17 校になっています。在校児童数は、平成 30 年度が 5,690 人で、平成 26 年度と比較して 228 人(3.9%)減少しています。



※各年5月1日現在

		H26	H27	H28	H29	H30
学校数		19	19	18	18	17
学級数		245	247	239	242	246
うち特別支援学級数		42	42	45	46	49
在園者数 (人)	1年	883	897	863	926	914
	2年	1,006	896	916	972	944
	3年	912	1,000	919	948	894
	4年	982	929	1,003	927	964
	5年	1,057	993	936	1,023	942
	6年	1,078	1,056	991	939	1,032
	計	5,918	5,771	5,628	5,735	5,690

※各年5月1日現在

小学校別の児童数をみると、平成26年からの4年間で、児童数が増加しているのは、江別第二小学校、野幌小学校、東野幌小学校、北光小学校、文京台小学校の5校となっています。その他の小学校は減少しています。

小学校別児童数

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H26～H30 増加率
江別第一小学校	—	—	460	457	449	—
江別小学校	162	131	—	—	—	—
江別第二小学校	543	552	535	559	566	4.2%
江別第三小学校	322	334	—	—	—	—
豊幌小学校	127	111	115	114	107	-15.7%
江別太小学校	460	434	422	426	437	-5.0%
大麻小学校	328	315	306	313	326	-0.6%
対雁小学校	697	674	660	653	679	-2.6%
野幌小学校	55	48	48	48	65	18.2%
角山小学校	9	7	6	4	—	—
東野幌小学校	325	324	339	366	381	17.2%
大麻東小学校	376	380	363	359	351	-6.6%
大麻西小学校	346	340	334	319	314	-9.2%
中央小学校	447	431	402	419	412	-7.8%
大麻泉小学校	237	242	243	231	228	-3.8%
野幌若葉小学校	323	324	324	312	314	-2.8%
北光小学校	17	18	21	19	24	41.2%
文京台小学校	144	155	150	154	177	22.9%
いずみ野小学校	195	166	155	161	158	-19.0%
上江別小学校	805	785	745	721	702	-12.8%
計	5,918	5,771	5,628	5,735	5,690	-3.9%

※各年5月1日現在

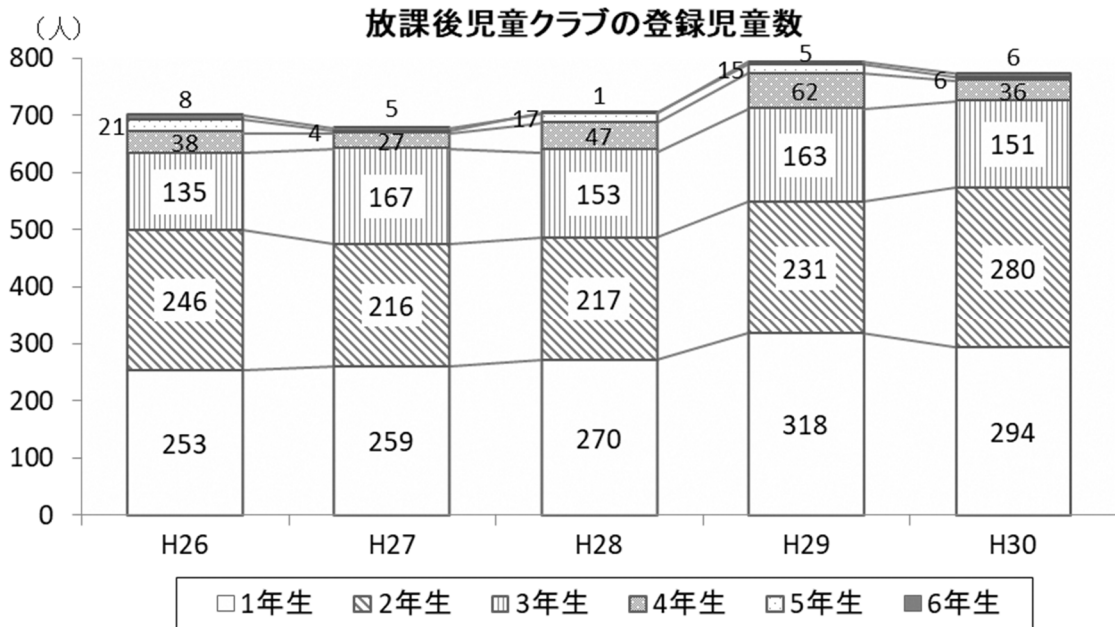
※平成28年4月1日に江別小学校と江別第三小学校を統合し、江別第一小学校が開校しました。

※平成30年3月31日に角山小学校は対雁小学校に統合され閉校しました。

(2) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、小学生のうち保護者が就労等の理由により、昼間家庭にいない児童の健全な育成を図ることを目的として運営されており、平成 30 年度現在、市内に 19 か所あります。

平成 30 年 5 月 1 日現在での登録児童は、低学年を中心に 716 人となっています。



※各年 5 月 1 日現在

区 分		H26	H27	H28	H29	H30
実施箇所数(か所)		18	19	19	19	19
定員数(人)		661	677	682	716	716
登録児童数	1年生	253	259	270	318	294
	うち障がい児	3	1	0	2	2
	2年生	246	216	217	231	280
	うち障がい児	1	3	1	0	2
	3年生	135	167	153	163	151
	うち障がい児	1	1	2	1	1
	4年生	38	27	47	62	36
	うち障がい児	1	2	1	1	2
	5年生	21	4	17	15	6
	うち障がい児	3	0	1	1	1
	6年生	8	5	1	5	6
	うち障がい児	1	3	0	0	1
	計	701	678	705	794	773
	うち障がい児	10	10	5	5	10

※各年 5 月 1 日現在

(3) 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て家庭をサポートする「地域子育て支援拠点」は、平成30年4月現在、市内に9か所設置されています。乳幼児を連れて気軽に立ち寄れる場所の提供のほか、育児相談、各種イベントなど、子育てに関する様々な活動を行っています。

名 称	H26	H27	H28	H29	H30
すくすく	10,658	11,761	11,147	11,783	11,725
ぼろっこ	—	—	2,141	5,013	5,591
もりのこ	4,267	4,760	4,274	3,585	5,148
ゆうあい	2,535	2,269	2,461	3,114	3,146
わかば	4,024	4,014	3,297	4,643	4,981
ぐんぐん	1,735	1,510	1,284	1,086	1,409
どんぐり	2,788	2,877	2,334	2,701	3,818
まんまカフェ	—	—	—	—	1,296
ぽこ あ ぽこ	92,820	84,676	92,247	85,036	83,481
計	118,827	111,867	119,185	116,961	120,595

※各年度延べ利用者数（人）

(4) 預かり保育・一時預かり事業

幼稚園等では、教育時間終了後の在園児の預かり保育を実施しており、保育園等では、保護者の平均週3日程度の就労や傷病などの理由により、家庭で乳幼児を保育できない場合、緊急・一時的に保育園その他の場所で乳幼児の一時預かりを実施しています。

○預かり保育（幼稚園等における在園児の預かり）

区 分	H26	H27	H28	H29	H30
延べ利用者数(人)	81,980	82,430	99,913	100,521	104,565

○一時預かり（保育園・子育てひろばにおける在園児以外の預かり）

区 分	H26	H27	H28	H29	H30
延べ利用者数(人)	7,929	8,468	8,715	9,874	9,266
登録児童数(人)	253	279	271	309	310
定員数(人)	74	74	74	104	114
実施箇所数(か所)	7	7	7	10	11

(5) 延長保育事業

延長保育事業は、保護者の就労形態の多様化等に伴い、通常の保育時間を超えて保育を必要とする在園児に対し、保育時間を延長し保育を提供する事業です。

区 分	H26	H27	H28	H29	H30
延べ利用者数(人)	20,181	19,931	19,564	17,300	18,887
登録児童数(人)	629	631	646	690	836
実施箇所数(か所)	13	19	21	23	26

(6) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気の治療中又は回復期にある子どもが通園・通学が困難な場合に、仕事などで子どもの保育ができない保護者に代わって、一時的に子どもをお預かりする事業です。

区 分	H26	H27	H28	H29	H30
延べ利用者数(人)	1,446	1,664	1,347	1,708	1,404
登録児童数(人)	510	474	369	449	416
定員数(人)	15	15	15	15	15
実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、子どもを養育している保護者が、社会的理由（病気、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤及び学校などの公的行事への参加）により、一時的に家庭において子どもを養育できなくなった場合に、子どもを短期間児童養護施設でお預かりする事業です。

区 分	H26	H27	H28	H29	H30
延べ利用者数(人)	19	66	21	11	30
実施箇所数(か所)	2	2	2	2	2

(8) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、子育てを手助けしてほしい人（依頼会員）と子育てをお手伝いできる人（提供会員）それぞれが会員登録し、地域で子育てを応援する仕組みです。

区 分	H26	H27	H28	H29	H30
協力会員数(人)	134	144	152	139	129
依頼会員数(人)	394	420	373	384	394
両方会員数(人)	20	20	19	18	18
活動件数(件)	2,153	1,577	1,264	1,199	1,336

(9) 緊急サポートネットワーク事業

緊急サポートネットワーク事業は、子どもの病気や残業、出張など、臨時的・突発的に子どもを預ける必要が生じた場合に、地域の提供会員が子どもの預かり（宿泊を伴う預かりを含む）を行う事業です。

区 分	H26	H27	H28	H29	H30
協力会員数(人)	51	46	51	53	43
依頼会員数(人)	118	135	158	186	203
両方会員数(人)	0	0	1	1	0
活動件数(件)	22	11	15	29	20

(10) 児童センター

児童センターは、児童生徒が自由に来館し、スポーツや読書などの自由な活動を通じて仲間づくりをするなど、子どもの健全育成を目的とする施設です。

区 分	H26	H27	H28	H29	H30
1日平均利用者(人)	140.2	153.9	140.2	163.5	166.0
施設数(か所)	7	7	7	7	7

3 計画策定に向けた課題

課題1 ニーズの変化に対応した教育・保育の提供

- 平成 30 年に実施した江別市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下、「ニーズ調査」という。）からは、平日の教育・保育の今後の利用希望として、前回調査時（H25）と比較して、保育ニーズが増加している状況にあります。
- また、教育・保育を利用している理由としては、就労しているためとの回答が最も多く、前回調査時と比較して増加しています。
- さらに、令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化の影響等により、保育ニーズは今後も高まることを見込まれます。
- しかし、ここ数年保育の利用定員数を増やしているものの、利用申請が定員を超えている状況が続いており、特に低年齢の子どもを中心に待機児童が発生する状況がみられ、就労を希望する保護者の妨げる要因になっている可能性があります。
- そのため、保育の提供体制の確保を図るとともに、利用者のニーズを把握し、子育て支援事業につなげる仕組みが必要となります。

《課題の解決に向けて》

- 引き続き待機児童解消対策事業等により、特に待機児童の多い 0～2 歳児の定員拡大等を計画的に進めていきます。
- また、今後は保育の利用定員の拡大に不可欠である保育士等人材の確保に努め、待機児童の減少を図ります。

課題2 多様な保育サービスの充実

- ニーズ調査からは、土曜日や日曜日・祝日における教育・保育の利用希望もみられ、その理由の多くは仕事のためとなっている一方、私用や息抜きのためといった理由も前回調査時より増え、多様な理由により利用できる保育サービスの提供が望まれています。
- 教育・保育サービス利用者のうち、就学前の子ども病児・病後児保育施設の利用希望は約 4 割、一時預かり等の不定期の利用希望は約 5 割となっており、病児・病後児保育事業や一時預かり事業の利用意向は高くなっています。
- 今後もライフスタイルの多様化や働き方改革が進む中で、さらに保護者のニーズが多様化していくことも考えられることから、各家庭が希望する生活を実現することができるよう、ニーズに対応した体制の検討や、多様な保育サービスの充実を図ることが求められます。

《課題の解決に向けて》

- 保育園での一時預かりや休日保育を実施する施設の増設を検討するなどして、利用ニーズに対応していきます。

課題3 地域における切れ目のない相談・支援の強化

- 地域のつながりの希薄化、核家族化の進行といった状況から、子育てについて相談できる相手が少なくなり、母親や子どもの孤立感が高まり、育児放棄をはじめとする児童虐待等の要因ともなる可能性があります。
- ニーズ調査からは、子育てについて気軽に相談できる相手がいない人や、子どもをみてもらえる人がいない人も少数ながらみられ、また、地域の子育て相談や家庭児童相談等の認知度は3割程度と低い状況にあります。
- そのため、地域で安心して子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談や支援を行える体制の充実や、相談機会の拡大、相談事業の周知を図ることが重要です。
- また、子ども向けイベントや遊び場情報、子ども連れで行きやすい飲食店情報といった子育てに関する情報を望む声が多く、今後もきめ細やかな情報提供が求められます。

《課題の解決に向けて》

- 子育て情報誌「ホップステップえべつ」の掲載内容を工夫するとともに、市の子育て支援サイトや子育てアプリ等を通じて各種情報提供に努めます。
また、産前から産後、子育て期まで切れ目ない支援を一体的に行うことができるよう、子育て世代包括支援センター「子育て世代サポートえべつ」を中心とした体制づくりを進めます。

課題4 ワーク・ライフ・バランス実現のための支援

- ニーズ調査から、就学前の子どもの母親は約6割が就労しており、前回調査時（H25）よりも働く母親が増え、また、未就労の母親のうち、8割以上が今後就労したいと回答しており、今後働きたい女性のための就業支援の充実を図ることが重要です。
- 育児休業取得状況をみると、取得していない理由として、母親は育休を取得しにくい雰囲気があったことや、制度自体がなかったこと、父親は仕事の忙しさや育休を取得しにくい雰囲気があったこと、経済的な問題といった理由が多くみられます。
- そのため、子育てをしながら安心して働くことができるよう、育児休業を取得しやすい職場づくりをはじめ、短時間勤務等の柔軟な対応を図ることなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備を進めていくことが必要となります。

《課題の解決に向けて》

- 働きたい女性に対し、女性の雇用や人材育成に積極的な企業や、育児との両立に配慮した企業を紹介するなど就労を支援します。

課題5 子どもたちの放課後の安全で安心な居場所づくり

- 母親の働き方の変化による共働き家庭の増加や、子育て環境の変化にともない、放課後における子どもの居場所づくりが重要となります。
- ニーズ調査からは、就学後の放課後児童クラブの利用意向は、低学年では約5割、高学年では約2割となっており、実際に低学年の居場所として放課後児童クラブを利用しているとの回答が約3割となっています。
- 共働き家庭の増加等により、今後も放課後児童クラブの利用希望者の増加が見込まれることから、新規クラブの開設や定員拡大などが喫緊の課題となります。
- 子どもが自由に遊べる児童館をはじめとする社会基盤、さらには地域や世代間交流などの取り組みについて充実を図っていく必要があります。

《課題の解決に向けて》

- 幼児教育・保育の無償化による子育て世帯の就労増加に伴う放課後児童クラブの利用意向を見極めながら、放課後児童クラブの受入体制を整えます。

課題6 配慮が必要な子どもや家庭への支援

- 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が、令和元年に成立するなど、児童虐待防止に向けた体制強化が求められています。
- また、障がい児の数は増加傾向にあり、障がいのある子どもや配慮を必要とする子どもへの支援ニーズの高まりが予想されます。
- ニーズ調査からは、子育てに不安や負担を感じる理由として、子どもの障がい、ひとり親家庭、子育てすることへの精神的負担などがあげられています。
- これら配慮が必要な家庭に対する各種支援の充実を図るほか、地域や学校、家庭、関係機関の連携を図りながら、早期発見・早期支援につながる体制を強化していくことが重要です。

《課題の解決に向けて》

- 配慮が必要な子どもや家庭への総合的な支援のため、支援者の資質向上や関係機関の連携体制の充実を図ります。
- 特別支援学校や通級指導教室の教員、大学や行政機関の特別支援教育に関する専門家、医師等で編成する専門家チームが、要請に基づき各学校を巡回し、指導方法の助言等を行うことにより、配慮が必要な子どもの早期発見・早期支援に努めます。

課題7 子どもが地域で安心して暮らせる環境の整備

- ニーズ調査からは、子どもの遊び場について、子どもが雨の日に遊べる場所がないことや遊具の種類が充実していないという回答が多くみられ、また、子育てしやすいまちになるために、子どもが安心して暮らせるよう、道路や公園などの公共空間の整備や、交通事故や不審者から子どもを守る取り組みへの要望が高くなっています。
- 全国でも交通事故や犯罪、虐待事案など、子どもが被害を受ける事件・事故が起きており、子どもや家庭が安全・安心に生活や活動ができるよう、地域全体で子どもたちを見守る体制の充実が必要です。
- 東日本大震災や北海道胆振東部地震の影響により災害対策を不安視する意見もあり、災害時における子どもの安全対策も検討していく必要があります。

《課題の解決に向けて》

- 妊産婦や乳幼児を連れた親、高齢者や障がいのある方など、すべての人に優しいまちづくりを目指します。
- また、災害に備えて、乳幼児などに配慮した防災用品の備蓄などを進めます。

課題8 経済的困難を抱える家庭の子どもへの支援

- 全国の子どもの貧困率は平成27年に13.9%と、7人に1人が貧困状態であるという深刻な状況となっています。
- 特にひとり親家庭の子どもの貧困率は50.8%と高く、大きな社会問題となっています。
- ニーズ調査によると、子どものいる家庭のうち約4割が、子どもの医療費や教育に係る経済的な負担が大きいと感じ、生活全般についても5割以上の家庭で経済的・金銭的なことを気にしています。
- 経済的困難や不安を抱えている家庭は、その状況が子どもの生活や学習に対しても影響を与えることが懸念され、また、世代を超えて経済的困難や不安が連鎖する心配もあります。
- 関係機関や地域と市が連携し、支援が必要な子どもや家庭を早期に把握し、支援につなげる体制の充実が必要です。

《課題の解決に向けて》

- 乳幼児等医療費助成制度は、地域差のない制度であることが望ましいことから、今後もこれまで同様、国や道に乳幼児医療に係る助成制度の拡充を求めていきます。
- また、学校やスクールソーシャルワーカーなどの関係機関との連携体制の充実を図り、必要な支援につなげます。

第3章 子ども・子育てビジョン

1 基本理念

みんなで協力、子育て応援のまち・えべつ

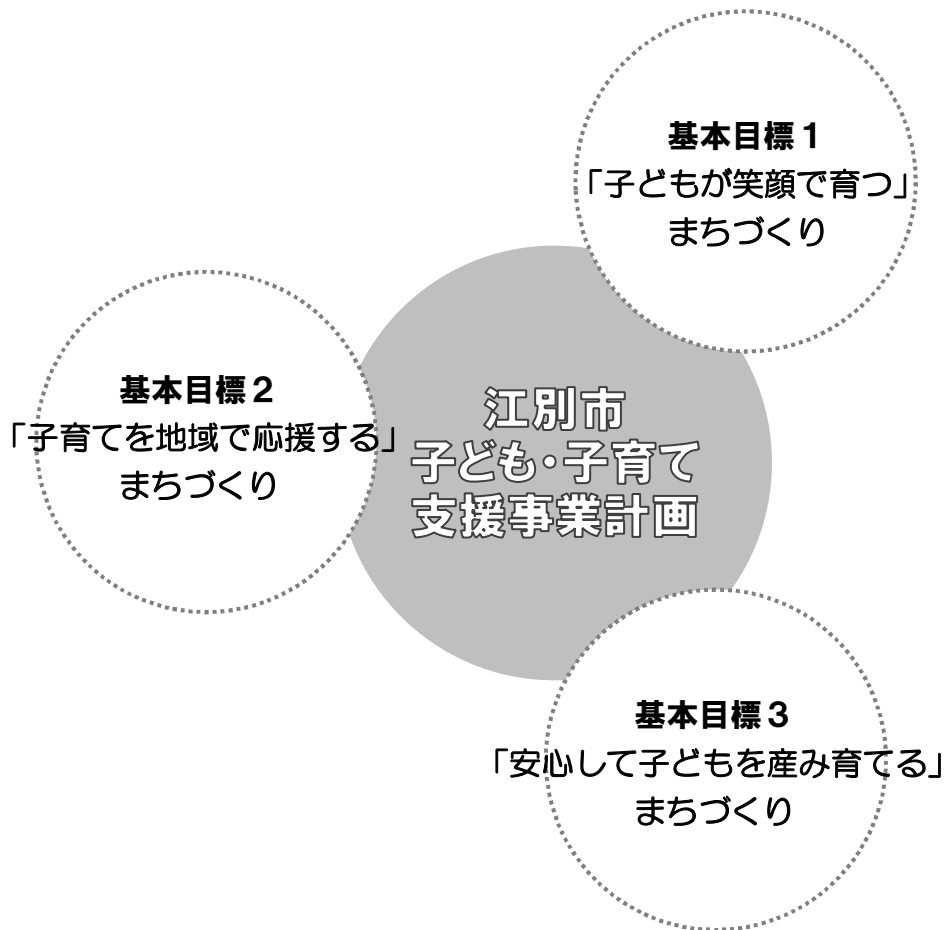
「えべつ未来づくりビジョン〈第6次江別市総合計画〉」では、基本理念の4つの柱の1つに、江別市の未来を担う子どもたちが健やかに成長できるように、子育て支援などの充実を図り、子どもを産み育てる魅力あふれるまちとして「子育て応援のまち」を掲げ、まちづくりを進めています。

平成27年に策定した前計画では、「みんなで協力、子育て応援のまち」という基本理念のもと、親は「江別で子育てして安心」、子どもは「江別に生まれ育ってよかった」と思えるまちを目指し、子育て支援施策を推進してきました。

本計画では、前計画の基本理念である「みんなで協力、子育て応援のまち」や、基本目標、これまでの当市の子育て支援施策を継承しつつ、国の動向などを踏まえながら、より一層の子育て支援施策の充実を目指します。

2 基本目標（計画推進の視点）

本計画では、基本理念を実現するために次の3つの基本目標を設定し、それらを3つの柱として総合的に施策を展開します。



基本目標 1

「子どもが笑顔で育つ」まちづくり 【子ども自身の育ちを支援】

子どもは自ら“育つ力”を持ち、心身ともに健やかに成長していく権利と、成長していく環境を与えられる権利を持っています。そのため、主体的な「子育て」の応援や、それにふさわしい環境を整備していくことが重要です。

子どもが、いつも笑顔で暮らし、調和のとれた人格として成長するように、学校をはじめ、家庭や地域などの教育環境の整備を進めます。

また、子どもの持つ権利が最大限に尊重される社会の実現と次代を担う子どもたちの健全な発達など、子どもが安心して生活できるまちを目指します。

基本目標 2

「安心して子どもを産み育てる」まちづくり 【子育て家庭への支援】

安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる社会の実現のためには、男女ともに自分らしく生きられるように働き方の多様化に対応した支援を行うなど、子育て家庭の様々な不安や負担感を解消していく必要があります。

妊娠を考えたときから、妊娠・出産期、子育て期まで、切れ目のない支援サービスを提供するとともに、医療体制や相談機能の充実を図り、子育てに対する不安を軽減することが重要です。

すべての人が地域で安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、妊娠、出産から、子どもの病気への対応まで、医療や相談機能の充実を図り、いざというときに安心できる体制を整備します。

また、子育て家庭や子ども自身の抱える課題が多様化している中で、ひとり親家庭、虐待を受けた子どもや障がいのある子どもなど、配慮が必要な子どもや家庭のニーズに応じ、「気づき」の段階から適切な支援を進めていきます。

さらに、支援制度を知らない、手続きがわからない、積極的に利用しづらい家庭に対しても、早期に把握して、必要な支援を届ける体制づくりに努めます。

乳幼児期から子どもの社会的自立が確立されるまでの切れ目のない支援により、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努めます。

基本目標 3

「子育てを地域で応援する」まちづくり 【子育て環境の充実】

核家族化や共働き家庭の増加により、子育て家庭の地域における関わり合いが希薄になり、子育てに関する不安や負担、孤立感を感じる親は少なくありません。

子育てが家庭内に閉ざされ、地域で孤立しているという状況による不安感・負担感、孤立感を軽減し、身近な生活の場である地域が子育てしやすい環境となるよう、子育て家庭が必要とする情報の提供や気軽に相談できる体制整備や地域の子育て支援ネットワークの強化を推進します。

そのほか、子どもが交通事故や犯罪、家庭内等での不慮の事故等に巻き込まれることを未然に防止するために、地域ぐるみで子どもの安全を守るとともに、情報提供などの知識啓発にも努めます。

また、子ども連れでも安全・安心に外出できるよう、公共空間のバリアフリー化を行うなど、地域が子どもや子育て家庭にとって配慮された環境となるよう、子育てしやすいまちを目指します。

3 施策の体系

子ども・子育てビジョン（基本理念）、並びに、その実現に向けた基本目標等について、体系化すると以下のとおりです。

基本目標	基本施策	施策の展開
基本目標 1 「子どもが笑顔で育つ」まちづくり 【子ども自身の育ちを支援】	1-1 子どもの教育・保育の充実	(1) 幼児期の教育・保育の充実 (2) 学校教育の充実
	1-2 子どもの居場所づくり	(1) 社会資源の活用 (2) 子どもの活動の場となる環境の整備
	1-3 子どもの育ちの保障	(1) 子どもの権利条約の普及 (2) 子どもの意見が社会に反映される環境づくりの促進
	1-4 次代を担う親の育成	(1) 青少年の健全育成 (2) 相談体制などの充実
基本目標 2 「安心して子どもを産み育てる」まちづくり 【子育て家庭への支援】	2-1 子育て支援の充実	(1) 子育て支援サービスの充実
	2-2 親子の健康の確保	(1) 健診などの充実 (2) 食育の推進 (3) 小児医療の充実
	2-3 育児ストレスの軽減	(1) 相談体制の充実・確保 (2) 親の休息の確保
	2-4 配慮が必要な家庭への支援	(1) ひとり親家庭への支援 (2) 障がいのある子どもの施策の充実 (3) 児童虐待及びDV防止体制の充実 (4) 子育て家庭への経済的支援と国、北海道への制度改善要望
	2-5 子どもの貧困対策の推進	(1) 教育支援の充実 (2) 生活支援の充実 (3) 経済的支援の充実 (4) 関係機関との連携支援
基本目標 3 「子育てを地域で応援する」まちづくり 【子育て環境の充実】	3-1 子育て支援ネットワークづくり	(1) 地域全体で子育てする意識の普及啓発 (2) 子育てボランティアや団体の育成、支援
	3-2 子育てしやすい環境の整備	(1) 住環境の整備 (2) 公共空間のバリアフリー化などの推進 (3) 子どもの周囲の有害環境対策
	3-3 安全の確保	(1) 交通安全の確保 (2) 犯罪被害の防止 (3) 被害に遭った子どもたちへの適切な支援
	3-4 子どもを見守る仕組み	(1) 子育てに関する知識と情報の共有 (2) 地域の見守り活動の推進
	3-5 仕事と家庭生活を両立するための環境整備	(1) 父親や事業主の意識改革と環境整備 (2) 働きたい女性への支援

みんなで協力、子育て応援のまち・えへつ

第4章 総合的な施策の展開

基本目標 1

「子どもが笑顔で育つ」まちづくり 【子ども自身の育ちを支援】

基本施策 1-1 子どもの教育・保育の充実

(1) 幼児期の教育・保育の充実

子どもの健やかな育ちを保障するためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供が欠かせず、特に幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、集団生活を通して生活習慣や自主性、社会性を身につける重要なものです。

江別市では、共働き家庭の増加や子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、少子化の進行に反して高い保育需要が継続しており、今後も保育ニーズの増加が見込んでいます。また、幼児教育・保育の無償化に伴い、さらなる高まりも予想しています。

そのため、待機児童が生じないように、今後の保育ニーズの動向を見て、既存の資源を最大限に活用しながら、教育・保育の普及を図るとともに、その受け皿の拡大を支える保育人材の育成・確保に努めます。

また、すべての子どもが、幼稚園や保育園、認定こども園等で培った力を発揮し、安心して小学校生活をスタートできるよう、小学校、幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業者、その他の関係機関との密接な連携を強めていきます。

(2) 学校教育の充実

家族形態や価値観、ライフスタイルの多様化などにより、地域社会等のつながりや支え合いの希薄化がみられ、それに伴い、子どもに対する家庭や地域の教育力も変化していると考えられます。

ニーズ調査からは、学校教育環境の充実を求める声もあげられており、子どもたちが個性豊かに生きる力を育むために、学校、家庭、地域が協力して教育内容及び指導方法の改善・充実を進めるとともに、学校施設や教育環境の整備を進めることが重要です。

江別市内の小中学校では、各学校が地域の特性を活かした「特色ある学校づくり」の実現に向けて、家庭や地域と連携しながら、主体的に地域一体型の事業に取り組んでおり、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めています。また、市内小中学校に学習サポート教員や学校支援地域ボランティアを派遣し子どもの理解度に応じた指導をすることで、子どもの学力向上につなげています。

さらに、より多くの子どもたちが本に親しむことができるよう、学校図書館へ図書館司書を派遣することにより、効率的な図書館機能を維持し、より良い読書環境整備に努めます。

基本施策 1-2 子どもの居場所づくり

(1) 社会資源の活用

女性の就業率向上に伴い共働きの家庭が増える中、放課後や休日に子どもだけで家にいる場合や、放課後児童クラブにおいて待機児童が生じる可能性が高くなるため、子どもの居場所づくりへの配慮が必要となってきています。

また、地域で子育て家庭が孤立しないように、親子で一緒に活動できる場や、他の親子と子育てに関する情報交換や相談などが定期的に行える場の確保も求められています。

江別市では、健全な遊びを通して子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童厚生施設である児童館が7館（公設）あり、子どもの活動の場としてだけでなく、地域の子育て活動や放課後の子どもの居場所としての役割を担っています。また、学校プールの夏季休業期間中の開放や、体育館及びグラウンドの土曜開放等により、スポーツに親しむ機会を提供することで、子どもの健全育成につなげています。

今後も児童館や公民館、学校施設など、既存の社会資源を最大限活用して、子どもの居場所づくりと子育てに係わる各種活動の機会の提供や、活動団体への支援を行います。

(2) 子どもの活動の場となる環境の整備

少子化の進行、塾や習い事の増加などにより、年齢の異なる子ども同士で遊ぶことが減り、遊びを通じた人間づきあいやルールを学ぶ機会が少なくなっています。

そのため、年齢の異なる子ども同士の交流の場を設けることで、体験を通じて協調性、思いやりの心などの社会性を身につけることができるよう支援します。

江別市では、母親の就労及び就労希望が増えていることから、放課後児童クラブの利用希望は平成25年度に比べて増加しており、必要な受入体制を整備するとともに、待機児童対策として、学校から直接児童センター等に来館できるようにすること等により、すべての子どもの安全・安心な居場所の確保に努めます。

また、児童館や青少年会館において地域や異世代間の交流を通じた遊びやイベントを企画し、子どもの健全育成を図るとともに多くの子どもが来館してもらえるよう、快適に利用できる環境の整備に努めます。

情報図書館では、利用者が安心・快適に過ごせるような読書環境を維持するとともに、今後も引き続き優良な児童書などの選定・整備に努めます。

基本施策1-3 子どもの育ちの保障

(1) 子どもの権利条約の普及

子どもの権利条約では、すべての子どもは等しく人権を有し、健やかに成長するために必要な「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が保障されています。

しかし、近年、子どもが被害者となる事件や児童虐待、いじめの他、不登校、ひきこもり、少年犯罪など、子どもを取り巻く様々な社会問題が深刻化しています。

すべての人が子どもの権利を正しく理解し、子どもが幸福で愛情と理解のある雰囲気の中で健全に成長するために、子どもだけでなく、親や学校教育現場、そして社会全体に対しても子どもの権利に対する理解が一層浸透するよう、地域全体で子どもを守るための普及啓発を進めることが必要です。

そのため、江別市では広報やホームページをはじめ、さまざまな機会・媒体を活用した情報提供・発信を推進することにより、子どもの権利に対する市民意識の向上に努めます。

(2) 子どもの意見が社会に反映される環境づくりの促進

「えべつ未来づくりビジョン〈第6次江別市総合計画〉」では、江別市自治基本条例の理念に基づき、市政への市民参加を進めるとともに、市民、自治会、市民活動団体、企業、大学などの各種団体と連携して魅力ある協働のまちづくりを目指しています。

こうした考え方のもと、子どもの人権が尊重され、子ども一人ひとりが江別市民として自分が住むまちに関心を持てるよう、積極的に意見を表明できる場を創出し、子どもならではの視点や感性に基づく意見がより社会に反映されるような環境づくりに努めます。

基本施策 1－4 次代を担う親の育成

(1) 青少年の健全育成

次代を担う青少年の健全な育成は市民共通の願いですが、青少年を巡る昨今の状況は、いじめ、不登校、ひきこもり、ニート、少年犯罪の深刻化など様々な問題が発生しています。

また、近年は、青少年が他世代と交流する機会が減り、大人と接することや社会に順応することが苦手になっていると言われています。

北海道の新卒3年以内の若年離職率は全国平均と比べ高い傾向がみられ、北海道教育委員会では、望ましい勤労観・職業観を育成するため、早い時期からのキャリア教育の充実に取り組んでいます。

江別市では各中学校において職場体験活動を実施しやすい環境整備に努めるとともに、市内高校生に対し、面接指導やマナー研修等を引き続き実施しながら、勤労意欲や職業観の醸成のため、説明会や就業体験などの機会を提供します。

また、次代を担う青少年に、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現に関する啓発を行います。

(2) 相談体制などの充実

児童虐待やいじめ、ネットトラブル、自殺などの社会問題は依然として後を絶たず、こうした問題を解決するための相談事業の役割は増加しています。

江別市では、各種相談窓口を開設し、電話や面接相談等を実施しているほか、小中学校においては、カウンセラー（臨床心理士）や相談員、スクールソーシャルワーカーを配置し、子どもや保護者、教育関係者からの相談対応を実施しています。

青少年や子育て世代を取り巻く環境を改善するため、子ども・若者や保護者だけでなく、教育関係者も含めた様々な悩みや相談に応じる相談事業の充実を図るとともに、学校や関係機関との連携を強化し、問題の早期発見、早期解決に努めます。

基本施策 2-1 子育て支援の充実

(1) 子育て支援サービスの充実

少子化や核家族化の進行、また、地域における人間関係の希薄化による子育て家庭の孤立を防ぎ、負担感や不安感の軽減を図るため、地域の身近な場所で子育て家庭が気軽に集い、地域と家庭が一体となって子育てを支援していくことが重要です。

江別市では、保護者が疾病等で療養が必要な場合や、出張等の社会的理由により不在となる場合に一時的に子どもを預けるニーズに対応するため、子育て支援短期利用事業やファミリー・サポート・センター事業などを実施しています。

また、地域あそびのひろば等を開設することにより、子育ての情報提供や育児相談、仲間づくりの場を提供しており、居住している地域において親子が安心して交流し合える場として活用されているほか、子育てひろば「ぼこ あ ぼこ」は、天候を気にせず遊べる子育て支援施設として多くの親子に利用されています。

今後も、子育て支援センターや関係機関、地域ボランティア等の連携により、子育て支援事業の充実を図り、子育ての情報提供、育児相談、仲間づくりの場の提供を図っていきます。

平成 29 年度からは、スマートフォンを利用している子育て中の保護者をターゲットに情報提供を行う「えべつ子育てアプリ」により、子育てサービス情報を配信し、情報提供の充実に努めています。

放課後児童クラブは、共働き家庭の増加に伴い、入会希望児童数の増加が続くことが想定され、子どもの安全性や施設の利便性に対するニーズが今後も高まると考えられます。

共働きの保護者が安心して働くことができるように、民間の放課後児童クラブへの運営費補助の継続、新規クラブの開設や定員の拡大、預かり時間延長等について検討していきます。

基本施策 2-2 親子の健康の確保

(1) 健診などの充実

乳幼児期は、将来の成長に大きな影響を与えるとともに、生涯にわたって心身ともに健康的に生きるための基盤づくりの時期です。

江別市では、妊娠から出産・育児までを親子ともに健やかに過ごせるよう、妊娠届時に専門職による面談を実施しており、きめ細やかな相談と支援プランの作成を行っています。

また、産後の疲れや不安を抱える方への支援として産婦健診及び産後ケア事業を実施しています。

今後も、安心して出産・育児ができるような支援を推進していくとともに、子育て期から将来を見据えた生活習慣病予防の視点を健康診査等に反映させていきます。

(2) 食育の推進

食は健康の基礎であり、健康な体を作るだけでなく、規則正しい生活のリズムを確立するためにも欠かせないものです。

子どもの時の生活習慣は、その後の成長などに大きな影響を与えるとともに、子どもたちが将来子育てをする場合にも影響があることから、健全な食習慣を身につけることが重要です。

小中学校における農業体験等を通じ、食育に対する関心の高まりが伺えるものの、日常生活ではいまだ偏った栄養摂取や朝食の欠食など、子どもの食習慣の乱れが見られます。

江別市では、第3次食育推進計画において「ライフステージごとの食育の推進」を掲げ、特に食習慣の乱れが見られる中高生の世代への食育を進めています。

また、学校、家庭、地域が連携し、様々なイベントなどを通して子どもの食に対する関心と理解を深め、健全な食習慣の定着を図ります。

(3) 小児医療の充実

子どもの病気や事故等は、短期間で重症化することがあり、子どもを安心して産み育てるためには、小児医療体制の充実は不可欠です。

ニーズ調査では、子育てで気になることとして「子どもの医療や福祉のこと」が約3割、子育てしやすいまちになるために必要なこととして「小児救急医療体制の充実」が3～4割となっています。

医療費の心配が少なく子どもを受診させることができる環境は、経済的負担軽減と早期治療を促すことから、今後も通院医療費の自己負担軽減のための助成を継続していきます。

また、子どもがいつでも安心して医療サービスが受けられるよう、広域的診療体制の確立を目指し、休日・夜間の救急医療体制の確保も含めて、一般社団法人江別医師会、市立病院及び夜間急病センターなどの医療機関が相互に連携するとともに、小児の救急医療へのかかり方等の普及啓発にも努め、小児医療の充実を図ります。

基本施策 2-3 育児ストレスの軽減

(1) 相談体制の充実・確保

地域との関わり合いの希薄化や核家族化の進行、育児情報の氾濫、身近に相談できる相手が少ないことなどにより、子育て中の親が一人で多くの悩みを抱え込むことで、子育てへの不安感・孤立感が増加し、育児ストレスの原因となる場合があります。

また、予期せぬ妊娠や未成年での妊娠、経済的問題、心身の不調等により不安を抱え、妊娠期からの継続的な支援を必要とする特定妊婦を把握し、積極的に働きかけ、必要なサービスの利用につなげることも重要です。

ニーズ調査では、子育ての悩みの相談相手は「祖父母等の親族」や「友人や知人」が大半を占めていますが、相談相手がいない方もみられます。

江別市では、保健センターや家庭児童相談等における相談をはじめ、令和元年8月には「子育て世代サポートえべつ」を開設し、産後ケアや育児相談、市内3か所で気軽に立ち寄れる親子健康相談を実施しています。

保健センターや家庭児童相談等における相談対応件数は年々増加しており、相談内容も多様化・複雑化していることから、相談支援担当職員の資質向上と相談体制の充実を図ります。

さらに、妊娠期から出産、子育て期に渡る切れ目のない支援を行うため、子育てにかかわる関係機関ときめ細やかに連携し、一人で育児に悩むことがないよう子育てを支える体制をさらに推進していきます。

(2) 親の休息の確保

仕事と育児の両立に悩んだり、育児により地域社会から孤立するなど、育児不安やストレスを抱える親が増えており、その結果、児童虐待などの大きな社会問題を招いています。

ニーズ調査では、子育てについて「楽しみや喜びを感じるが、時々不安や負担を感じる」人が6割程度みられ、親の子育てストレスや不安感の軽減を図る必要があります。

また、私用・リフレッシュのために、一時預かり等の子育て支援サービスを利用したいというニーズも半数近くみられます。

江別市では、預かり保育・一時預かり事業などの利用状況は増加傾向であり、幼児教育・保育の無償化に伴い、さらなる利用増加も見込まれることから、既存の保育・教育資源を最大限に活用しながら対応できるように努めるとともに、地域における子育て会員組織であるファミリー・サポート・センター事業の充実のために、会員登録者の増加と援助活動の促進に努めます。

また、障がいのある子どもを預かる日中一時支援事業では、今後も親のニーズに対応しながら、支援体制の充実に努めます。

基本施策 2-4 配慮が必要な家庭への支援

(1) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は、母子家庭では経済的状況において、また、父子家庭では日常生活において、育児が困難な状況が多くみられ、そのための就業支援や日常生活支援など、子どもと家庭の状況に応じたきめ細やかな支援を行っていくことが必要です。

江別市では、ひとり親家庭の経済的・精神的な悩み、自立や生活に必要な資金の貸付等の相談に対して、関係機関と連携しながら一人ひとりに寄り添った相談、支援を行います。

また、医療費の負担軽減や日常生活支援に関する社会資源等の情報提供等の取り組みも継続して実施していきます。

今後も、ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健全な成長を確保するために、ひとり親家庭に対する支援体制の充実を図るとともに、支援を必要とする家庭に適切に情報提供ができる取り組みを推進します。

(2) 障がいのある子どもへの施策の充実

住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、障がい等により特別な支援が必要な子どもとその保護者に対し、一人ひとりの発達状況や個々の障がい特性等に応じた専門的かつ総合的な相談対応や支援が必要です。

江別市では、発達支援が必要とされた子ども及び障がいのある子どもは年々増加しています。

障がいのある子どもの早期発見、早期療育のための体制整備を図りながら、乳幼児期から一貫した切れ目のない指導や支援を行うため、保健、福祉、教育、医療分野等の関係機関や専門職員による連携を進めます。

また、支援内容の複雑化や多様化に対応できるよう、職員の資質向上を含めた相談対応のさらなるスキルアップを目指します。

さらに、小中学校に看護師を配置することにより、医療的ケアを必要とする児童生徒の学校生活を支援します。

障がいのある子どもの社会参加と自立に向けては、放課後の居場所づくりと発達支援のどちらも重要となるため、子どもや保護者の意向を十分踏まえながら、関係機関との連携強化と情報共有の仕組みづくりを進めます。

(3) 児童虐待及びDV防止体制の充実

児童虐待は、家庭関係上のストレスや経済的問題、子どもや保護者の健康問題等が連鎖的に作用して発生し、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えます。

江別市の出生数は減少傾向にありますが、児童虐待及び虐待の発生を予防するための支援数は減少しておらず、継続的な支援が必要な例が多くなっています。

また、配偶者からの暴力（DV）は個人の尊厳を害し、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、全国的に年々増加し深刻な状況にあります。

江別市では、児童虐待やDVの未然防止、早期発見及び適切な支援に向け、家庭児童対策地域協議会を中心に、関係機関、関係団体と連携して共通認識及び理解を図りながら、相談・情報提供体制等の充実に努めます。

(4) 子育て家庭への経済的支援と国、北海道への制度改善要望

全国的に理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多く、特に若年層ほどその割合が高くなっています。

ニーズ調査では子育てに関して「経済的な負担が大きい」という意見が多く、子育て家庭への経済的負担の軽減が求められています。

江別市では、各種手当の支給、幼児教育・保育の無償化、就学・修学資金の貸与や教育扶助、乳幼児医療費の助成などを通して子育て家庭へ経済的支援を行うとともに、今後も、子育て施策の充実や経済的負担の軽減策、地域差のない医療費制度の構築が図られるよう、国、北海道へ求めていきます。

基本施策2-5 子どもの貧困対策の推進

(1) 教育支援の充実

現代の貧困は、家庭の経済格差が、そのまま教育格差につながっていることが要因の一つでもあると言われています。

貧困の連鎖を断ち切り、子どもが自らの将来を切り開いていくためには、家庭の経済状況等に関わらず、平等に教育を受けられなければなりません。

江別市では、小中学校への学習サポート教員の派遣による学習支援を行うとともに、学校生活での悩みを抱える子どもや保護者への相談支援等を行うことで、学習意欲と基礎学力の向上を促し、自己肯定感を高める支援を推進しています。

また、すべての子どもが乳幼児期から義務教育、高校・大学等まで質の高い教育・保育を受けることができる機会を保障するためにも、就学の援助、学習の支援、その他困窮状況にある子どもたちへの支援等の充実に努めます。

(2) 生活支援の充実

子どもが安心して教育を受けるためには、経済面だけではなく、社会的に孤立することなく、身体的にも、精神的にも安定した生活を送ることができる環境が整っていることが重要です。

江別市では、生活困窮者の早期把握や自立に向けた支援を行うとともに、支援に必要なネットワークの構築に努めています。

また、子どもやその保護者等の安定した生活や自立、健康確保のための支援体制を充実するとともに、困難な状況に置かれた子どもたちが健全に育成されるよう、子どもとその保護者等の意思を尊重しながら、乳幼児期から社会的自立が確立されるまで、切れ目なく必要な支援を実施していきます。

(3) 経済的支援の充実

生活基盤を安定的に確保するためには、保護者の就労の安定が欠かせません。

保護者の就労は、経済的に自立するうえで重要であり、就労だけでは十分に収入が得られない場合であっても、子どもに働く姿を見せることで、子どもが労働の意義を学ぶ等、貧困の連鎖を防ぐ一助となります。

江別市では、経済的な負担を軽減するために、生活保護、保護者の就労及び生活を支援するための各種手当の支給、幼児教育・保育の無償化、医療費の助成、修学資金の貸与等を行い、生活の安定と子どもの健全育成を図っています。

また、ひとり親家庭に対する就労支援として、就労につながる技術や資格の取得を支援するとともに、育児との両立に配慮している企業、女性雇用や人材育成に積極的な企業等の紹介を行っていきます。

(4) 関係機関との連携支援

経済的な面だけではなく、健康や教育等の複合的な課題を抱える子どもや、その保護者等が、社会から孤立せずに地域で安心して暮らせるよう、課題の早期発見に努め、必要な支援につなげていくことが重要です。

子どもや家庭が抱える複合的な課題は、個々の機関での対応のみでは課題解決が困難なケースが多く、江別市では、多様な関係機関、関係団体がネットワークを組むことで、早期からの切れ目ない支援に努めています。

今後も市内での連携を図り、事業を推進するとともに、地域や関係する支援機関・団体等の一層の連携を促進し、相談支援体制の充実に努めます。

基本目標 3

「子育てを地域で応援する」まちづくり 【子育て環境の充実】

基本施策 3-1 子育て支援ネットワークづくり

(1) 地域全体で子育てする意識の普及啓発

近年、核家族化の進行や多様化する就労形態、自治会などの地域との関わり合いの希薄化などを背景に、育児をする親が孤立する傾向にあります。

そのため、家庭と地域が連携し子育てを行うことができる体制整備が重要です。

地域における子育て会員組織であるファミリー・サポート・センター事業は、提供会員が不足傾向にあることから、制度のPRなど啓発に努め、地域全体で子育てをするような意識の醸成を図ります。

また、市民協働への理解促進を図ることで、地域全体で子育てを行うことに対する参画意欲を高めるとともに、市民活動の活性化やネットワーク化により、市民や地域の多様なニーズへの対応や問題解決を図っていきます。

支援が必要とされる子どもや保護者に対し、複数の機関で援助を行うため、今後も家庭児童対策地域協議会で連携していきます。

(2) 子育てボランティアや団体の育成、支援

少子化や地域社会のつながりの希薄化により、地域における子どもたちの体験活動の機会が減少しています。

江別市では、地域の異年齢の子ども同士による自然体験活動やスポーツ、文化活動等を行っている団体に対し、活動に必要な環境や情報発信の場の提供などの支援を行うことで、子どもの活動の場の拡充や地域活動の活性化を図っています。

また、子育て支援活動に関わる個人や団体の発掘、育成や資質の向上を図ることで、地域における子育て支援活動の展開を図ります。

基本施策3-2 子育てしやすい環境の整備

(1) 住環境の整備

地域において子育てしやすい環境を整えるためには、子育てに適した良質な住環境の整備、安全・安心で快適に生活できるまちづくりを進める必要があります。

江別市では、入居者が安心して暮らせる市営住宅を供給し、子育て世帯向けの入居者募集や優遇措置を行っています。このほか、住宅取得やリフォームを希望する子育て世帯に対する助成により、子育て世帯の定住化を図っています。

また、引き続き子どもが安心して公園で遊べるよう遊具・施設等を適切な管理することほか、冬期間における生活道路の通行確保のため、自治会排雪や私道除雪支援に努めます。

(2) 公共空間のバリアフリー化などの推進

子どもや妊婦をはじめ、高齢者や障がいのある方など、すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公共施設等において、段差解消等のバリアフリー化を推進していくことが重要です。

江別市では、「江別市交通バリアフリー基本構想」に基づき、道路等の整備を進めており、今後も継続して、市内各駅周辺（駅前広場、道路等）のバリアフリー化を進め、安全性、快適性の向上を図ります。

学校施設においては、児童生徒のための段差解消を考え改修を進めていますが、車椅子対応などの要望もあることから、校舎改修・改築時には、バリアフリー化に努めるとともに、改築校の多目的トイレには、ベビーベッド、ベビーチェアなど、子育て家庭に配慮した設備の設置を検討します。

(3) 子どもの周囲の有害環境対策

スマートフォンやゲーム機等の普及に伴い、ネット依存やゲーム依存に陥ったり、インターネット利用により、トラブルや犯罪に巻き込まれたりする事案が増加しています。

インターネット上の有害情報などの悪影響から青少年を守ることは、緊急に対応を要する重要課題となっています。

江別市では、犯罪、非行の防止について子どもたちの意識を高める啓発活動を強化していくとともに、学校教育においてもインターネットの適切な利用の仕方に関する指導や規範意識の醸成を図ることが重要となります。

関係機関・団体やPTA、ボランティアなどの地域住民と相互連携し、子どもを犯罪や有害な環境から守るための活動に、社会全体で取り組みます。

基本施策 3-3 安全の確保

(1) 交通安全の確保

子どもを交通事故から守るため、子ども一人ひとりが交通ルールを身につけ、守ることができるように交通安全教育を充実するとともに、全市民の交通安全意識及び交通マナーの向上や安全に配慮した道路整備を図ることが必要です。

江別市では、子どもたちの交通安全意識の向上及び交通事故減少を目的に、子どもを直接見守ることのできる街頭指導を行うとともに、幼稚園・保育施設、小中学校や放課後児童クラブなどで交通安全教室を開催したり、運転者・歩行者及び自転車利用者を対象に交通安全教育やストップマーク等の交通標識を危険箇所に設置したりするなど、交通事故を未然に防止するために交通安全意識の醸成を図っています。

今後も、地域と学校、警察などの関係機関が連携し、交通安全教育、交通事故防止対策を行うとともに、冬期間における安全な通行確保のため、市道の除排雪などに努めます。

(2) 犯罪被害の防止

全国的な地域の関わり合いの希薄化、生活形態の多様化などに伴い、地域の犯罪抑止機能は低下し、犯罪の複雑化、多様化、凶悪化、低年齢化が顕著となり、全国各地で子どもが被害者となる事件が発生しています。

また、インターネットやスマートフォンなどの急速な普及により、子どもが容易に SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを利用し、事件に巻き込まれる被害が増加しています。

江別市でも小中学生の補導数が増加していることから、犯罪や非行の防止のため、関係機関や学校、警察等と連携し活動を強化していくとともに、少年育成委員の確保に努め、犯罪や非行の早期発見、早期対応をしていくことで子どもの安全確保を推進します。

さらにインターネットトラブルから子どもを守るため、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てる情報モラル教育の充実に努めます。

(3) 被害に遭った子どもたちへの適切な支援

全国的に子どもが犯罪や虐待、DV被害などに巻き込まれることが多くなっています。

被害に遭った子どもたちは、自ら声を上げることが困難なため、周囲からは問題が見えにくくなりがちです。

また、直接被害に遭わなくても、事件の影響を受け精神的・身体的に変調をきたす子どもたちも少なからずみられます。

江別市では、未然防止や早期発見等により子どもの被害防止に努めるとともに、こうした子どもたちに対し、関係機関が連携・協力して、速やかに適切な保護と支援を図ります。

また、悩みや不安を抱える子どもが多く、適切な心のケアが求められていることから、今後も相談体制の充実を図り、悩み等の解消・軽減につなげていくとともに、相談内容から児童虐待などが疑われる場合には、速やかに関係機関と連携し、適切な保護、支援を行います。

基本施策3-4 子どもを見守る仕組み

(1) 子育てに関する知識と情報の共有

ニーズ調査から、子育てに関する情報は「保育所、幼稚園、学校」や「隣近所の人、知人、友人」から入手するとの回答が6割程度あり、「子ども向けイベント情報」「公園等の遊び場の情報」「医療機関情報」「子ども連れていきやすい飲食店情報」を望む声が多くみられます。

江別市では、子育て支援サイトや子育て情報誌「ホップステップえべつ」などで、子育てに関する情報提供・情報共有を図るとともに、子育てに関する情報やイベント案内等を電子配信する「えべつ子育てアプリ」を活用し、タイムリーな情報発信を行っています。

今後も、子育て支援サイトとアプリ、SNS等を連携した多角的な情報発信を行い、多様化する利用者ニーズに対応できるよう努めます。

さらに、地域全体で子育てを支援するため、地域の親子の交流や世代間の交流を図るとともに、子育てを支援する関係機関のネットワークづくりを進め、子育てに関する知識や情報の共有、啓発を進めていきます。

(2) 地域の見守り活動の推進

児童生徒の登下校時に子どもたちに挨拶や声かけなど積極的に関わっていくことは、子どもたちの健やかな成長に寄与するとともに、地域全体で防犯活動を行っているアピールにもなり、犯罪の未然防止につながります。

江別市では、各地域における自治会活動の1つとして、小中学校の登下校時に見守り・声かけなどを行っています。

今後も自治会等における見守り活動の重要性について周知を行うとともに、自治会に対しても積極的な情報提供や講座等を行うことを検討しながら、地域における声かけ運動、地域パトロール活動が広がるよう支援していきます。

基本施策3-5 仕事と家庭生活を両立するための環境整備

(1) 父親や事業主の意識改革と環境整備

仕事中心の社会から仕事と家庭を両立する社会へ、制度や仕組み、構造を改めることが男女共同参画社会の推進には重要とされています。

働き方改革が進められている中、仕事中心の生活となっている男性は依然として多いものの、育児に関心を持つ男性が増加するなど、父親の意識も大きく変化してきています。

また、女性の就業率は今後さらに増加し、家庭における父親の役割も大きくなることが予想されます。

一方、職場に育児休業を取りにくい雰囲気があることや育児休業の制度がないこと等を理由に取得できていない親も多くいます。

江別市では、育児休業の取得促進や労働時間等の改善など、ワーク・ライフ・バランス推進に向け、事業主や労働者を含めた意識改革・環境整備を図るための周知啓発活動等を推進します。

(2) 働きたい女性への支援

女性が結婚、出産、子育てを機に就業が中断する「M字カーブ」は、以前に比べると緩やかになってはいるものの、結婚、出産、子育てを機に就業が中断する状況は続いています。

江別市では、女性の就業率は5年前に比べて上昇しており、就業が中断する30歳から34歳でも60%を超えています。

出産後も就労を希望する女性が増えていることから、事業所内保育の推進支援、求職中の一時預かりや保育園等の利用をしやすくするなど、安心して就労や求職活動ができる環境を整備していく必要があります。

今後も、女性の就労を支援するために、出産や子育て等によりブランクのある就職希望者に対して、就職に必要な技術を習得するための支援や、育児との両立に配慮している企業、女性雇用や人材育成に積極的な企業等の紹介を行っていきます。

第5章 量の見込みと提供体制

1 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を定めることとされています。

【江別市の教育・保育の提供区域・・・市全体で1区域】

教育・保育の提供区域の設定にあたり、幼稚園・保育園の利用については、江別・野幌・大麻の3地区に区分した場合、地域内の施設利用ができるなど利便性の向上が期待できますが、保護者の通勤上の都合や特色ある施設の選択等の理由から、地区内での利用に限らず、市内全域で利用がされています。

特に幼稚園では園バスを利用し、園児は市内全域から通園している実態にあります。これらのことから、前計画同様、本計画においても「教育・保育を提供する区域」を市全体で1区域として定めます。

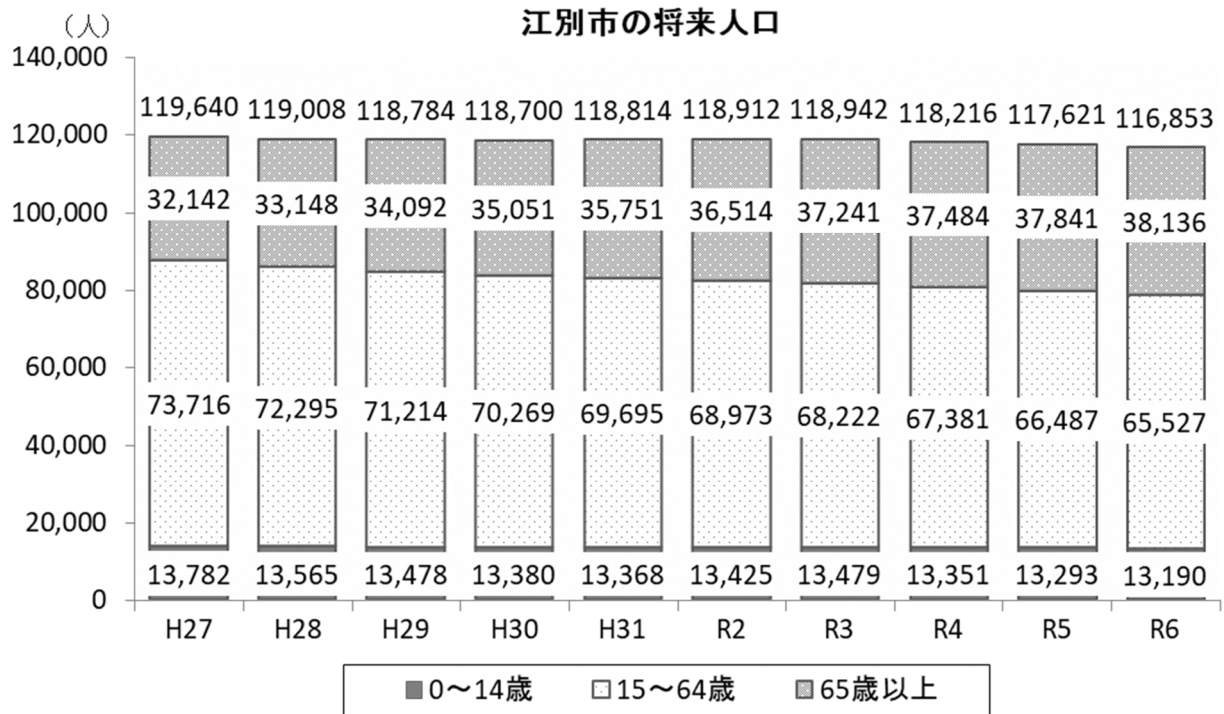
教育・保育提供区域の検討の視点

		1区域
視点1	利用者にとってわかりやすく合理性のある区域設定であるか	◎市全体とする1区域はわかりやすい。 ◎これまでの施策展開との連続性の観点からも整合性がある。
視点2	利用者にとって利便性が高い区域設定であるか	▼従来どおりに市内全体を1つの区域とする観点から施設・事業が整備されるため、区域設定効果としての利便性向上は見込まれない。
視点3	区域を超えた施設・事業の利用に対して柔軟に対応できる区域設定であるか	◎圏域設定の如何にかかわらず、利用者は従来どおりに区域を超えての利用を選択するケースが少ないことが見込まれることなどから、利用実態に合った計画としやすい。
視点4	一過性の需要に対して柔軟に対応できる区域設定であるか	◎一過性の需要（一時的なニーズの増大など）に対して、市内全体を受け皿として調整するなど、柔軟な対応が可能。

2 将来の子ども人口

(1) 将来人口

江別市の総人口は、今後は徐々に減少傾向に推移し、平成31年の118,814人から令和6年には116,853人にまで減少すると見込まれます。

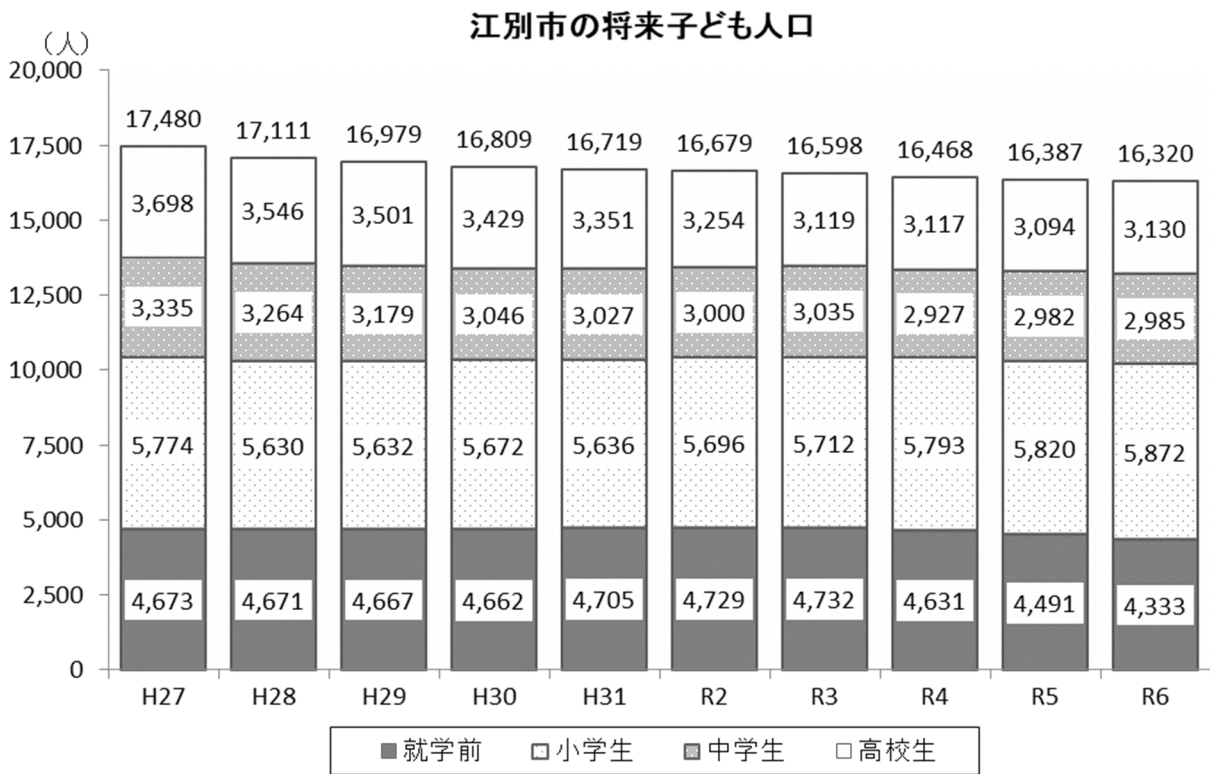


	実績					推計				
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
総数	119,640	119,008	118,784	118,700	118,814	118,912	118,942	118,216	117,621	116,853
0～14歳	13,782	13,565	13,478	13,380	13,368	13,425	13,479	13,351	13,293	13,190
割合	11.5%	11.4%	11.3%	11.3%	11.3%	11.3%	11.3%	11.3%	11.5%	11.5%
15～64歳	73,716	72,295	71,214	70,269	69,695	68,973	68,222	67,381	66,487	65,527
割合	61.6%	60.7%	60.0%	59.2%	58.7%	58.0%	57.4%	57.0%	57.5%	57.1%
65歳以上	32,142	33,148	34,092	35,051	35,751	36,514	37,241	37,484	37,841	38,136
割合	26.9%	27.9%	28.7%	29.5%	30.1%	30.7%	31.3%	31.7%	32.7%	33.2%

(2) 将来子ども人口

江別市の0～17歳（各年4月1日現在）の子ども人口については、少子化による減少傾向で推移し、平成31年の16,719人から令和6年には16,320人に減少することが見込まれます。

このうち、就学前の子ども（0～5歳）については、同期間に4,705人から4,333人と400人程度の減少、小学生（6～11歳）については、5,636人から5,872人と200人程度の増加、中学生（12～14歳）については、3,027人から2,985人と50人程度の減少、高校生（15～17歳）については、3,351人から3,130人と200人程度の減少が、それぞれ見込まれています。



将来子ども人口（年齢別）

	実績					推計				
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
総数	17,480	17,111	16,979	16,809	16,719	16,679	16,598	16,468	16,387	16,320
0歳	663	640	654	648	626	614	606	596	585	572
1歳	725	723	714	722	737	712	692	669	658	646
2歳	785	764	761	755	780	797	764	730	706	694
3歳	800	827	814	798	828	856	862	807	771	746
4歳	861	835	857	856	840	872	901	900	843	805
5歳	839	882	867	883	894	878	907	929	928	870
6歳	889	862	919	908	908	920	909	943	966	965
7歳	896	911	877	944	927	927	942	931	965	989
8歳	1,004	920	940	890	962	945	944	966	954	989
9歳	930	1,004	926	959	916	991	970	953	975	963
10歳	989	943	1,021	943	975	932	1,009	986	969	992
11歳	1,066	990	949	1,028	948	981	938	1,014	991	974
12歳	1,086	1,068	998	957	1,045	964	995	944	1,021	998
13歳	1,101	1,093	1,083	1,005	969	1,059	975	1,005	953	1,031
14歳	1,148	1,103	1,098	1,084	1,013	977	1,065	978	1,008	956
15歳	1,170	1,152	1,107	1,113	1,079	1,009	979	1,073	985	1,015
16歳	1,197	1,194	1,185	1,134	1,141	1,107	1,035	1,004	1,100	1,010
17歳	1,331	1,200	1,209	1,182	1,131	1,138	1,105	1,040	1,009	1,105
就学前	4,673	4,671	4,667	4,662	4,705	4,729	4,732	4,631	4,491	4,333
0～2歳	2,173	2,127	2,129	2,125	2,143	2,123	2,062	1,995	1,949	1,912
3～5歳	2,500	2,544	2,538	2,537	2,562	2,606	2,670	2,636	2,542	2,421
小学生	5,774	5,630	5,632	5,672	5,636	5,696	5,712	5,793	5,820	5,872
低学年	2,789	2,693	2,736	2,742	2,797	2,792	2,795	2,840	2,885	2,943
高学年	2,985	2,937	2,896	2,930	2,839	2,904	2,917	2,953	2,935	2,929
中学生	3,335	3,264	3,179	3,046	3,027	3,000	3,035	2,927	2,982	2,985
高校生	3,698	3,546	3,501	3,429	3,351	3,254	3,119	3,117	3,094	3,130
子どもの数の対人口比	14.6%	14.4%	14.3%	14.2%	14.1%	14.0%	14.0%	13.9%	14.2%	14.2%

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

保育の必要の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期（確保方策）」を定めます。

（教育・保育の利用の認定）

認定区分	定 義	利用対象施設・事業
1号認定	満3歳以上の保育の必要性がない就学前の子どもであって学校教育に通う子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 （教育希望）	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものうち学校教育に通う子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 （保育認定）	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものうち保育施設を利用する子ども	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育園 認定こども園 地域型保育事業

[量の見込みと提供体制]

市全体	R2					R3					
	1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		
	教 育		保 育			教 育		保 育			
	3歳～未就学			1～2歳	0歳	3歳～未就学			1～2歳	0歳	
量の見込み （必要利用定員総数）	1,016	594	913	732	182	1,024	594	974	775	180	
②確保の内容 （提供体制）	特定教育・ 保育施設	1,437		889	468	145	1,437		934	487	151
	確認を受け ない幼稚園	280					280				
	特定地域型 保育施設				135	33				173	33
	企業主導型 保育施設			6	17	9			6	17	9
	提供量 の合計	1,717		895	620	187	1,717		940	677	193
② - ①	107		▲18	▲112	5	99		▲34	▲98	13	

市全体	R4					R5					
	1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		
	教 育		保 育			教 育		保 育			
	3歳～未就学			1～2歳	0歳	3歳～未就学			1～2歳	0歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	1,011	586	962	745	177	975	566	927	726	174	
②確保の内容 (提供体制)	特定教育・ 保育施設	1,437		956	501	155	1,437		956	501	155
	確認を受け ない幼稚園	280					280				
	特定地域型 保育施設				207	37				224	39
	企業主導型 保育施設			6	17	9			6	17	9
	提供量 の合計	1,717		962	725	201	1,717		962	742	203
② - ①	120		0	▲20	24	176		35	16	29	

市全体	R6					
	1号認定	2号認定		3号認定		
	教 育		保 育			
	3歳～未就学			1～2歳	0歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	929	538	883	713	170	
②確保の内容 (提供体制)	特定教育・ 保育施設	1,437		956	501	155
	確認を受け ない幼稚園	280				
	特定地域型 保育施設				224	39
	企業主導型 保育施設			6	17	9
	提供量 の合計	1,717		962	742	203
② - ①	250		79	29	33	

【提供体制確保の考え方】

○1号認定・2号認定教育希望

- ・定員数は、現在の定員数を反映させたものです。
- ・2号認定のうち幼児期の学校教育を利用すると見込まれる子どもについては、これに係る量の見込みに対応するものを教育希望の確保方策として考えます。
- ・1号認定と2号認定教育を合わせて、計画期間の1年目から十分な提供量が確保されています。

○2号認定保育利用及び3号認定

- ・特に増加傾向にある3号認定を中心としたニーズに対応するため、多様な事業者の能力を活用した施設整備等、保育の枠の拡大を図っていきます。
- ・認定こども園の定員枠の見直しや、幼稚園からの認定こども園への移行を推進し、既存施設を活用しながら保育の枠の拡大を図っていきます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業の概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を確保し、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

		単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	1年生	人	380	395	410	420	420
	2年生	人	320	360	375	390	400
	3年生	人	215	240	270	280	295
	4年生	人	80	85	95	110	115
	5年生	人	20	25	25	30	30
	6年生	人	10	5	10	10	10
	合計	人	1,025	1,110	1,185	1,240	1,270
確保方策（提供体制）		人	785	890	950	1,000	1,020

【確保方策の考え方】

各放課後児童クラブの利用状況としては、登録児童全員が毎日利用しているわけではないことから、登録児童に対する利用児童を80%と見込み、提供体制を推計します。

提供体制の確保に当たっては、教育委員会と連携し、学校施設等の利活用を検討するほか、待機児童の発生が見込まれる小学校区に新たに放課後児童クラブを開設する民間事業者等に対する施設整備補助金も活用し、小学校区ごとのニーズに応えられるよう整備等に努めます。

(2) 利用者支援事業（子育て支援コーディネーター）

【事業の概要】

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	箇所	3	3	3	3	3
確保方策（提供体制）	箇所	3	3	3	3	3

【確保方策の考え方】

引き続き、公設の子育て支援センター、保健センター、市役所窓口に専任の職員を配置し事業を実施することを基本とします。

(3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・子育てひろば）

【事業の概要】

乳幼児及びその保護者が気軽に集い、相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の発信、助言、その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人(月)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
確保方策（提供体制）	箇所	8	8	8	8	8

【確保方策の考え方】

現状の実施体制で対応可能と考えられることから、引き続き、事業を継続していきます。

(4) 預かり保育・一時預かり事業

[事業の概要]

幼稚園等では、教育時間終了後の在園児の預かり保育を、保育園等では、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間に、一時的に預かり、必要な保育等を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

○預かり保育

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人(年)	101,400	104,800	106,600	102,900	97,900
確保方策(提供体制)	人(年)	101,400	104,800	106,600	102,900	97,900

○一時預かり

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人(年)	8,700	8,400	8,100	7,900	7,700
確保方策(提供体制)	人(年)	8,700	8,400	8,100	7,900	7,700

[確保方策の考え方]

○預かり保育(幼稚園等における在園児の預かり)

引き続き、各幼稚園等における預かり保育により、提供体制を確保します。

○一時預かり(保育園・子育てひろばにおける在園児以外の預かり)

引き続き、保育園、子育て広場で実施することにより、提供体制を確保します。

(5) 時間外保育事業(延長保育事業)

[事業の概要]

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育園等で保育を実施する事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人	1,020	1,070	1,050	1,020	980
確保方策(提供体制)	人	1,020	1,070	1,050	1,020	980

[確保方策の考え方]

引き続き、保育園、認定こども園及び特定地域型保育施設において実施することにより、提供体制を確保します

(6) 病児・病後児保育事業

【事業の概要】

病児・病後児について、医療機関や保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人(年)	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
確保方策（提供体制）	人(年)	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

【確保方策の考え方】

引き続き、医療施設に隣接した施設において実施することにより、提供体制を確保します。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業の概要】

保護者の疾病や仕事、育児疲れ等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもを、児童養護施設等において一時的に養育、保護を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人(年)	35	35	35	35	35
確保方策（提供体制）	人(年)	35	35	35	35	35

【確保方策の考え方】

引き続き、児童養護施設に委託することにより実施します。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業の概要】

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者において、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者を会員として、その相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】（小学生）

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人(週)	30	30	30	30	30
確保方策（提供体制）	人(週)	30	30	30	30	30

【確保方策の考え方】

引き続き、ファミリー・サポート・センターの運営を委託することにより実施します。

(9) 妊婦健康診査

【事業の概要】

妊婦の健康の保持及び増進並びに経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用を助成する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人(年)	606	596	585	572	568
1人当たりの健診回数	回	14	14	14	14	14
健診回数 (受診人数×1人当たりの健診回数)	回	8,484	8,344	8,190	8,008	7,952

【確保方策の考え方】

引き続き、医療機関及び助産所に委託することにより、提供体制（健診回数）を確保します。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業の概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人(年)	606	596	585	572	568
確保方策（提供体制）	人(年)	606	596	585	572	568

【確保方策の考え方】

引き続き、民生委員・児童委員連絡協議会に委託することにより、提供体制を確保します。

(11) 養育支援訪問事業

【事業の概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人(年)	210	210	210	210	210
確保方策（提供体制）	人(年)	210	210	210	210	210

【確保方策の考え方】

引き続き、育児家事支援については、支援員の派遣を委託することにより実施し、専門的支援については、保健センター職員により支援を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の概要】

幼稚園や保育園等を利用する際には、施設により保育料のほか教育・保育に必要な教材費等の保護者負担が生じることが想定されます。

そのために、保護者の世帯所得の状況等を勘案し、保護者の負担軽減を図るため、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は、行事への参加に要する費用等を助成することを目的とした事業です。

【確保方策の考え方】

国の動向を注視しつつ、実施に向けて検討していきます。

(13) 副食費に係る補足給付を行う事業

【事業の概要】

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、認定こども園、保育園との公平性の観点から、所得など一定の条件のもと私学助成幼稚園利用者の保護者に対し、副食費相当額を助成する事業です。

【確保方策の考え方】

私学助成幼稚園で給食費として徴収している費用のうち、副食費相当額を免除します。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業の概要】

待機児童を解消するためには、子育て安心プランに基づく受け皿の確保や、地域の保育ニーズに沿った施設整備を図っていく必要があります。

本事業は、その際、多様な事業者の能力の活用が十分図られるよう、事業者の参入促進に関する調査研究や設置・運営を支援することを目的とした事業です。

【確保方策の考え方】

引き続き、市内各地域における教育・保育ニーズの把握に努め、ニーズに対応する多様な事業者の能力を活用した施設整備が図られるよう調査研究を行います。

また、施設整備を促進するため、国・北海道の補助金等の制度を活用することも含め、事業者に対する助言・指導などの支援策を講じます。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進及び推進状況の把握

計画の基本理念「みんなで協力、子育て応援のまち・えべつ」の実現に向けて、市民協働による自助、互助、公助とともに、受益と負担のバランスを保ちながら計画の推進を図ります。

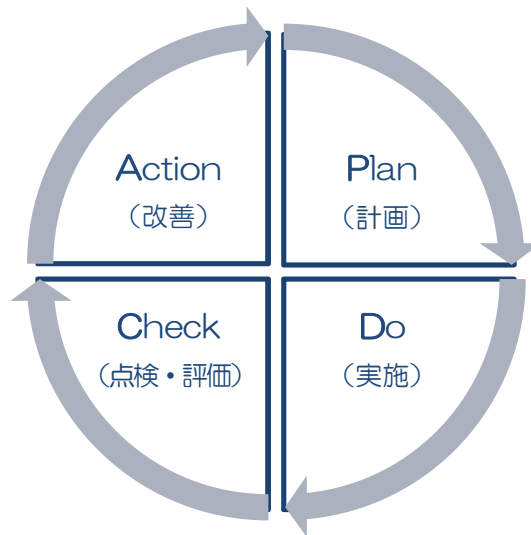
本計画では、市民の視点に立った指標を設定し、計画全体の成果について点検・評価していきます。

成果指標は、江別市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果をもとに設定し、次回調査実施予定の令和5年度の目標値を設定し計画推進を図ります。

また、PDCAサイクルに基づき、事務事業評価の結果や、数値目標が設定されている事業の結果を活用しながら、計画の点検・評価を行います。その際、必要に応じて、課題の整理や改善等、計画の見直しを行います。

指標項目	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)
地域における子育ての環境や支援について満足度が高い人（5段階評価の4と5）の割合	32.6%	40.0%

※江別市子ども・子育て支援に関するニーズ調査より成果指標を設定



2 関係機関との連携の強化

本計画は、地域福祉計画などの他計画などとの整合性を図るとともに、江別市の関係部署をはじめ、北海道や国など関係する行政機関や団体とも連携を図りながら取り組んでいきます。

さらに、多様化・高度化する市民ニーズに柔軟に対応するために、行政サービスのみならず、地域団体、NPOなどの各種団体との連携及び一般事業主などとの連携を強化します。

とりわけ、本計画の推進のためには、地域住民の子育て力の発揮が必要であり、市民との連携・協力を強化し、計画を進めていきます。

3 計画に基づく措置の実施状況の公表

毎年度、本計画の実施状況を市ホームページ等で市民に公表します。

また、計画を変更しようとするときは、市民の意見を反映するとともに、変更内容を市民に公表します。

用語解説

【あ行】

■ 預かり保育

幼稚園で通常の教育時間とは別に、その前後などに行う保育事業。

■ 育児休業

仕事と子育てとの両立が図られるよう、子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は、2歳）になるまで、休業できる制度のこと。休業のほか働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限の制度、勤務時間の短縮などの制度がある。

■ SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）

インターネット上で様々な人々と交流できるサービスの総称。

■ NPO（民間非営利組織：Non-Profit Organization）・NPO法人）

NPOとは、ボランティア活動や営利を目的としない各種の公益活動、市民活動を行う組織・団体のことをいい、そのうち特定非営利活動促進法に基づき認証された「特定非営利活動法人」を通称でNPO法人という。

【か行】

■ 家庭児童相談員

子どものしつけ・言葉の遅れ・成長発達・心身の問題・非行・いじめ・不登校など、18歳未満の子どもの問題について相談を受ける職員。

■ カウンセラー（臨床心理士）

臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人の心の悩みや問題を軽減したり解決する心の専門家。

■ 核家族

夫婦とその子どもだけから成る「夫婦のみ」「夫婦と子ども」「父親又は母親と子ども」の世帯のこと。

■ 家庭児童対策地域協議会

虐待及び暴力を受けている要保護児童(虐待及び暴力を受ける可能性のある児童も含む)並びに配偶者に対して関係機関・団体がネットワークを組み、共通の認識をもちながら連携するために設置された会議。虐待等の要保護児童の情報を収集し、発生予防、早期発見、早期対応を行う。

■ 合計特殊出生率

合計特殊出生率＝（母の年齢別出生数÷年齢別女子人口）の15歳から49歳までの合計。15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。

■ 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

保育士等の専門の職員を配置し、子育て家庭の育児不安等に対する助言、子育てに関する情報提供、子育て講座の開催、子育て支援活動グループとの連携等により、地域全体で子育てを支援する基盤をつくることを目的とした施設。

■ 子ども

本計画で「子ども」とは、児童福祉法が定義する「児童」をいい、満 18 歳未満の者をいう。

■ 子ども・子育て会議

地域型法第 77 条第 1 項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」のこと。

■ 子ども・子育て関連 3 法

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

■ 子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

■ 子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」を元にした幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度。平成 27 年度からスタート。

■ 子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる法律。

■ 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

18 歳未満の子どもを権利をもつ主体と位置づけ、基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。1989 年の第 44 回国連総会において採択され、1990 年に発効された。日本は 1994 年に批准した。

【さ行】

■ 児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

■ 食育

健康な食生活を送るために食品選択や安全性、表示の仕組み、さらには農業との関係を学ぶこと。平成 17 年に食育基本法が制定され、市町村には食育推進計画策定の努力規定が設けられている。

■ 少子高齢化

出生率の低下と平均寿命の伸びによって、若年者の数と人口に占める割合が低下する「少子化」と、高齢者の数と人口に占める割合が上昇していく「高齢化」が同時に進行していくこと。

■ スクールソーシャルワーカー

子どもの家庭環境による問題に対処するため、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る専門家のこと。

■ 生活習慣病

不適切な食事や喫煙・飲酒などの生活習慣によって引き起こされる病気の総称。

【た行】

■ 待機児童

認可保育園への入所申込みをしており、入所要件に該当しているが、入所していない子どものうち、入園可能な保育園があるにもかかわらず、保護者の都合で入所しない者を除いた子どもの数。

■ 男女共同参画

男女が性別による社会的役割に縛られることなく、対等な構成員として社会に参加すること。男女の個人としての尊厳を大切に、家庭生活をはじめ、地域や職場などの社会での環境づくりが求められている。

■ 地域型保育事業

おおむね 19 人以下の少人数で 2 歳児までの受入れを行う保育事業をいい、小規模保育、事業所内保育、家庭的保育、居宅訪問型保育がある。

■ 特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する幼稚園、保育園、認定子ども園のこと。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

■ 特定妊婦

出産後の子どもの養育について、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

■ DV：ドメスティック・バイオレンス

夫婦間、恋愛関係その他の親密な関係にある又はあった男女間における身体的、経済的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為。

【な行】

■ ニート

就学・就労・職業訓練のいずれにも就いてない、就こうとしない15～34歳までの若者のこと。

■ 認定こども園

保育園及び幼稚園における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設のこと。3歳以上の場合、親が働いている・いないにかかわらず利用できる施設。

■ ネット依存・ゲーム依存

勉強や仕事、体や心の健康などよりもインターネット（ゲーム）の使用を優先してしまい、自分の意志でコントロールできない状態のこと。

【は行】

■ バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差を取り除くこと。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

■ 保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、保護者の就労状況などの客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。

■ 保育園

子どもの保護者が、就労などの理由により、日中家庭で子どもを保育できない場合、保護者の申し込みを受けて保育する施設。

【や行】

■ 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月に開始された、幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳までのすべての子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの利用料が無償になる国の制度。

■ 幼稚園

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、子どもを保育し、子どもの健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする教育施設。

【ら行】

■ 労働人口

生産年齢人口（15～64歳人口）のうち、労働の意思と能力を有する人の数。就業者と完全失業者（仕事がなく、仕事を探してあり、仕事があればすぐに就業できる者）の合計。いわゆる専業主婦等は含まない。

【わ行】

■ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。

えべつ・安心子育てプラン
《第2期江別市子ども・子育て支援事業計画》

令和2年3月

編集 江別市健康福祉部
発行 江別市
住所 〒067-8674 江別市高砂町6番地
TEL : 011-382-4141 (代表) 内線 2661
011-381-1408 (直通)
FAX : 011-381-1070
e-mail : kosodate@city.ebetsu.lg.jp